

【定款・規約・規程】

100 組合員資格の定款記載方法について

Q．定款上組合員資格を明らかにするため「注」として詳細説明文を条文末尾に記入するのは正しいのか。説明文を本文中に挿入すべきかどうか。

A．定款上組合員資格を記載するに当たっては、「注」として条文末尾に詳細に説明文を書くことは望ましくなく、本文中に具体的に、かつ明確に記載するようにされたい。

101 定款変更の効力発生時期について

Q．中協法第51条第2項において「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければその効力を生じない」と規定されているが、変更した場合、その効力の発生時期は、認可したときであるか、あるいは組合が変更議決をしたときに遡及するか？

A．定款変更の効力は、行政庁が認可をしたときに発生し、組合が定款変更を議決したときに遡及しないものと解する。なお、効力発生時期をさらに厳密に言えば、定款変更の認可は、行政処分であるから、行政庁において決議を終った日又は認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到着したときから効力が発生することとなる。

102 法令の改廃等により当然変更する定款の変更手続について

Q1．法令の改廃により既存の定款の規定が当然に変更される場合の定款変更は、変更される定款の規定は法律上無効であるから、総会の議決を経ないでこれを変更することができるか？

Q2．事務所の所在地が、行政区画の変更により変更する場合等定款規定の中で事実に基づきを有するものは、その事実の変更により定款を変更する場合には、上述の理由により、総会の議決を必要としないか？

A．法令の改廃による定款変更であっても総会の議決並びに行政庁の認可は必要であり、行政区画の変更等に伴う定款変更についても同様と解する。

103 事業年度の変更について

Q．某組合の事業年度は1月1日より12月31日であるが、 年5月1日に、有効な総会において、8月1日より7月31日と変更議決し、同年5月10日に変更許可を受けた。

この場合、変更時の事業年度はどのようになるか。

なお、通常総会はどのように開催したらよろしいか併せて教示願いたい。

A．定款変更の議決において特別の定めがなかった場合は、定款変更によって新たな事業年度の始まる8月1日の前日である7月31日までが事業年度とされる。その際、この事業を明らかにする主旨から定款の附則に、例えば、「 年に限り、事業年度は、 年1月1日より同年7月31日までを1事業年度とする。」等の規定を設けることが適当と考える。

なお、通常総会については、経過措置として事業年度が1月～7月に短縮されても、毎事業年度1回開催されなければならない(中協法第46条)ので、当事業年度について必ず開催しなければならない。

104 規則、規約等の定義について

Q．協同組合の運営上、諸規約諸規程の設定は必要欠くべからざるものであるが、これらを作成するに当たって次の原則的な説明と相違点並びにその使用される場合の事例をお知らせ願いたい。

- 1 規則とは
- 1 規約とは
- 1 規程とは
- 1 規定とは

A．規約、規程については必ずしも明確な区別はなく、混同して使用されているので、一般的に定義づけることは困難であるが、従来の習慣並びに字義により区別すれば大要次のとおりと思われる。

- (1) 規則とは、広義に規則という場合、諸々の事項を規定した例えば定款とか規約とか、規程等を総称していわゆる「さだめ」をいうが、最狭義に規則という場合は国の立法機関としての国会以外の機関が制定する成文法＝それらは名称を規則というだけで必ずしも法的性格を等しくするものではない＝をいい、現在、最高裁判所や衆・参議院等特定の諸機関が規則制定権を認められている。なお各大臣が主任の行政事務について発する命令が規則という形であらわれていることもある。
- (2) 規約とは、例えば協同組合等が組合の業務運営その他一定の事項に関し、組合と組合員間を規律する自治法規であって定款と同様、総会において決められるべき性質をもったもので、選挙規約、委員会規約、金融事業規約、共同購買事業規約等がある。
- (3) 規程とは、例えば協同組合が組合の事務、会計その他に関して定める内部的な規律であって、主として事務遂行上必要な関係を規律する内規的なもので、理事会等に諮り決定し得る性質をもつもので、文書処理規程、服務規程、経理規程、給与規程等がある。
- (4) 規定とは法律、定款、規則、規約、規程などの条文に定められている個々の内容をいい、普通は条文の内容を指すものと考えてよい。

105 組合諸規程の決定機関について

Q．本組合では、組合運営に必要な規程類を現在作成中であるが、下記のは総会の承認を得る必要があるものか、理事会の決定のみにてよいものか教示願いたい。

記

文書処理規程、服務規程、人事規程、給与規程、退職金規程、昇給規程、旅費規程

A．組合の文書処理規程、服務規程、人事規程、給与規程、退職金規程、旅費規程等主として組合の業務執行上必要な関係を規律する内規的なものの決定は、理事会の議決をもって足り、総会の議決を経る必要はない。

ただし、給与規程、退職金規程が常勤等の役員に適用される場合は、理事会の決定では事柄の性質上適当でないので、総会の議決を経て決定するのが望ましい。

なお、役員選挙規約、共同施設利用規約（実際には役員選挙規程、共同施設利用規程とされている場合が多い。）等組合の業務運営その他一定の事業執行に関し、組合と組合員間を規律する自治法規的なものについては総会の議決を経て決定しなければならない（中協法第34条参照）。

106 副理事長の職務権限に関する定款記載について

Q．副理事長の職務権限は定款に明記する必要があるか？

A．副理事長の業務分掌を定款に記載すべきかどうかについては定款が組合の組織運営に関する基本的な自治法規である点にかんがみ理事長及び専務理事と同様に定款に記載すべきものと解する。事業協同組合の定款例においてもこのような観点から定款に明記するよう指導しているので申し添える。

107 職員に関する定款例について

Q．事業協同組合定款例の職員に関する規定について次の点を回答されたい。

定款例第33条（参事及び会計主任）と同34条（その他の職員）の規定は、なぜ同一条文にならないのか？

A．参事及び会計主任は、組合の使用人であるが、実質的には代表理事の補佐役（特に参事は組合に関する一切の代理権を有する）としての重要な地位を占め全組合員の利害に重大な関係があるので、その他の職員とは別条にしているのである。

108 職員に関する規約等について

Q．某信用組合においては、職員設置規定を定款より削除し、すべて「規程」によりたい考えであるが、次に事項について回答頂きたい。

（1）定款の職員設置条文は、職員の身分保全のためにも、残した方が良いのではないかと？

（2）「規程」は、組合内部業務執行事項で理事会により決定され、人事については総代会の意志反映が全くなくなるので、人事規程を「規約」として総代会承認事項とするのが指導上適当でないかと？

A（1）職員の設置規定は、定款の任意事項で記載するか否かは、組合の自由であるが、職員を設置する組合においては、職員という機構を置くことであり、定款に職員をおくと定めるこ

とが望ましい。

(2) 人事権の伴わない経営の執行はあり得ないことであり規約として総代会の承認を必要とさせることは、このような理事会の業務執行に関する権限を大幅に縮小させることにもなりかねないので好ましいことではない。したがって、仮りに総代会において定めるとしても、事務組織などの基本原則に止めることが適当である。

なお、労働基準法においても使用者の概念は業務執行者である代表理事を指しており、労務契約についての権限は総代会にあるよりも理事会におくことが望ましい。

【役員】

109 役員定数について(1)

Q. 中協法第35条において役員の数に「理事は3人以上、監事は1人以上」と定められているが、その定数の上限は第何条に規定されているのか？

例えば、A B C Dの4法人が協同組合を組織するに当たって理事、監事の定数の上限の決定の方法として、単記式投票によれば組合員1人1票の原則により理事、監事各々最大4人まで選出できることとなるが、連記式投票による場合は組合員総数を上回る多数の役員を選出することが可能になる。定款にて役員の数に決定しているのに単記、連記いずれを採用しても役員の数に同一でなければならない。故にその両方の限度内で組合内容に適した方法で選ぶべきであると解釈しているが如何？

A. 中小企業等協同組合の役員数は、中協法第33条1項第11号の規定により、定款の絶対的必要記載事項として、必ず、何人以上何人以内という定数で定款に定めなければならないことになっているが、その数は、同法第35条第2項に規定する数以上であれば、何人であろうと法令違反にはならない。

役員数を定める場合、設問のごとく単記無記名投票によって選出し得る最大限の数(組合員数)を、その組合の理事及び監事の定数の上限として、その範囲内において、単記式、連記式のいずれかを採用すべきであると解して画一的に指導することは無理がある。説例のように組合員数が4人である組合においても、組合の業務運営において組合員数を上回る役員が必要とされる場合も考えられるので、指導としては当該組合の事業規模、役員業務分担を考慮し、業務の迅速適格な遂行を妨げることとならないよう、必要かつ最少限度の役員数を定め、その数を選出するについて、単記式、連記式のいずれを採用することが妥当であるか検討されるべきである。

110 役員定数について(2)

Q. 中協法第35条第6項に「理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3箇月以内に補充しなければならない」となっているが、

(1) 定数とは何を指すのか？

(2) 本組合の定款変更案では役員の数及び選任について「本組合の役員は理事25人以上30人以内、監事3人又は4人とする。」としてあるが、この場合上限の理事30人の

3分の1つまり10人まで欠けても補充選挙しなくともよいと解しているが如何？但し25人と下限を決めているのでこの場合は5人まで欠けて25人になっても補充選挙の必要はないか？

次に監事の場合上限4人の3分の1つまり1人を欠けても補充選挙の必要はないか？

(3) 法定数とは何か？この場合25人と解してよろしいか？

A.(1) 定数については従前は確定数をもって定めることとしたのであるが、役員の死亡等により欠員を生じた場合に、その都度選出することは、事実上不便を生じることが多く、実態にそぐわない点もあるので「何人以上何人以内」を定数としている。

(2) 役員補充の場合における取扱いについては、中小企業庁では定款に記載した下限を基準とすることにしてしているので、説例の場合25人の3分の1以上、即ち9人が欠け16人になった場合に補充選挙の必要が生じてくることになる。監事の場合も同様に下限の3人の3分の1以上が欠けた場合に補充義務が生ずることになる。

(3) 上述の趣旨から「何人以上何人以内」を法定数といい、説例の場合は「25人以上30人以内」が法定数であって、下限の25人をもって法定数とはいわない。

111 1法人から複数の役員を選出することについて

Q1. 理事のうち組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できるか？

Q2. 組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できるか？

Q3. 上記に質疑1, 2が合法的な場合、被選者1人を除き他は員外役員となるか否か？

Q4. 質疑2の合法的な場合でも、

(1) 1法人でも1組合員であるので1組合員から理事と監事が出ることは役員の兼職禁止に抵触するとの意見

(2) 役員の就任は自然人(個人)として就任するので同一法人から出ても兼職とならないとの意見

どちらが正しいか？

なお、当組合の実際例については組合員たる1法人の代表取締役を理事に、他の平取締役を監事に選任する状況にある。

A1. 理事は、組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できる。

A2. 組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できる。

A3. 複数の組合役員を選任した場合複数の組合役員は員内である。

A4. (2)のとおりである。

すなわち、役員の就任は自然人として就任するので、同一法人から出ても兼職とはならない。

112 法人から選出される役員数を制限することの可否

Q．法人たる組合員より選出する役員数については、中協法に制限がないがこれを定款により一定の制限を加えることができるか？制限が可能である場合は、それをどのように規定したらよいか？

A．組合員が法人である場合、その法人から選出される役員の数を一一定数に制限することの可否については、法人組合員から選出される役員数を一律平等に制限するのであれば差支えないものとする。法人組合員から選出される役員数を一定数内に制限した場合、実際の選挙について定数を超過して選出された者の取扱いをどうするかが問題となる場合があるので、この点定款に明確に規定しておく必要があると考える。

なお、定款への規定の仕方としては、次のような表現が適当であろう。

定款例第30条（役員選挙）第3項の次に、次の一項を置く。

（4）前項の規定にかかわらず、投票の結果組合員たる一の法人から定款〇条により定められた定数を超過して組合の役員が選出されることとなる場合は、同条に定められた定数の範囲内で上位得票者のみを当選人とする。

113 法人役員の中協理事が同一法人の他の役員と中協理事を交替することについて

Q．組合員たる法人の役員が、当該組合の理事に選任されていたところ、法人の経営する業務に携わる他の役員に理事を交替する必要があるが何ら手続を経ずしてそのまま理事を交替することができるか？

A．理事の選任は、中協法第35条の規定により、必ず総会において選挙又は選任しなければならないから、それによらない理事の交替ということは、法律に違反する。理事というものは、組合員たる法人を代表しているのではなく、個人として、組合との委任契約により、公平な立場から組合の業務執行の決定に参画するのである。従って、理事が、組合員たる同一法人の他の役員と交替するということは、理事本来の趣旨からいってもできないことである。

114 役員重任禁止の是非

Q．役員選挙規約に「4期連続して役員となることはできない」旨定めることは差支えないか？

A．選挙権の平等の組合原則は、一方被選挙権の平等を意味するものと解される。したがって役員重任禁止の規定は、被選挙権を拘束するものであり不適当と考える。

115 連合会の役員資格について

Q．本会定款第15条第5号

「役員は総会において会員たる信用協同組合の業務を執行する役員の内から単記式無記名投票によって選挙する」としているが、この業務を執行する役員を代表理事と解しているがこれでよいか。

A．貴連合会定款第15条第5号に規定している「業務を執行する役員」の範囲については、代表権を有しない理事は理事会において組合の業務執行の意思決定に参加するのみで、実際に組合の業務の執行に当たるのは組合の代表理事であるということから考えて、「業務を執行する役員」を「代表理事」と解することは差支えない。

116 選挙無効確認請求訴訟係属中に理事が退任した場合について

Q．理事の選挙無効確認請求訴訟が提起され、その係属中に理事の任期が満了となり理事が退任した場合、その訴訟において対象を失うことになり、自然終結となると解するかどうか。

A．理事の選挙無効確認請求訴訟係属中、理事の任期が満了となり、理事が退任した場合でもとくに訴訟の取下げ、又は裁判所の却下がない限り、自然終結にはならないものとする。

117 員外役員のない組合が員外役員を置くことの可否

Q．協同組合が員外役員をおく場合、次のいずれをとるべきか？

- (1) 員外役員を置く旨定款に定めなくとも、員外役員を置かない旨の規定がなければ、理事の定数の3分の1までは置くことができる。
- (2) 員外役員を置く旨定款に定めなければ、員外役員は置けない。

A．説例については、法律解釈上は、理事の定数のうち3分の2までは必ず組合員又は組合員たる法人の役員であることを充たせば貴見(1)の通りであるが、貴見の(2)の見地を加味して、員外役員を置く場合は、定款には理事の定数の下限の3分の1以内において「何人」と確定数を記載することが員外役員に関する事項を明確にさせるうえから望ましい。

118 員外理事の資格について(1)

Q1．組合員の後継者で組織する青年部の役員を組合理事として登用し、役員若返りと、組合事業の活性化を図りたいと考えている。青年部の役員は組合員企業の役員になっている者が多いが、個人事業者の後継者である者やまだ組合員企業の役員になっていない者もいる。これらの者を役員にすることができるように定款に「員外理事」の規定を設けたいが、その際「員外理事」を組合員の後継者である青年部の役員に限定する規定にすることは可能かご教示下さい。

A 1 . 中協法では、員外理事の定数については、第35条第4項により員外理事の組合業務運営の支配を避けるために一定の制限を付している。しかし、員外理事の資格については、中協法では特に制限規定は設けていないので、中協法の趣旨及び公序良俗に反しない限り組合が自主的に定め得るものと解される。

ご質問のように、員外理事を組合員の後継者に限定することは、組合運営が組合関係者のみの運営となり、法の趣旨に反するものではないので差し支えないと思料する。

中協法で「員外理事」を定めた趣旨は、「正規理事（員内理事）」が自己の企業の事業もあることから、組合の事業運営に専念し得ないおそれがあり、他方員外からも広く人材を起用することが望ましいという点にある。

員外理事の資格を組合青年部役員である組合員の後継者に限定するのも一つの方法であるが、組合事業運営に精通した人材を広く外部から起用することも考えてみる必要があると思われる。

119 員外理事の資格について（2）

Q 2 . 役員選挙で、合資会社の有限責任社員から理事選挙に立候補したい旨の通知があった。

同社員は、組合事業にも精通し、他の組合員からも信頼された人物なので理事として積極的活動をお願いしたいところであるが、組合員の一部から、同社員に理事となる資格はないのではないかと意見があった。その理由は、組合の定款では「員外理事」を認めていない規定になっているので、「法人の役員」でない同社員にはその資格がないから定款違反になるとのことである。

どのように解釈すればよいのか。

A 2 . 中協法でいう「組合員たる法人の役員」とは、その法人において、その業務執行、業務・会計の監査などの権限を持つ者と解される。つまり、物的会社の取締役・監査役、人的会社の業務執行社員などがこれにあたる。

人的会社である合資会社では、「無限責任社員」が原則として会社の業務執行及び会社代表の権限を有する（商法第151条、第76条）のに対し、「有限責任社員」は、経済的には無限責任社員の経営する事業に対して資本的関係においてのみ参与し、その事業より生ずる利益の分配にあずかるにすぎないものであるとされ、業務執行及び会社代表の権限を有しないものとされている（商法第156条）。しかし、実際には合資会社の定款の規定をもって有限責任社員に対内関係における業務執行権を与えるケースがみられ、通説・判例もこれを支持している。

このようなことから、同社員が組合役員になるには、当該合資会社の定款によって業務執行権を認められた有限責任社員となるか、そうでなければ組合の定款を「員外理事」を認める形に変更することが必要となる。

120 員外監事について

Q . 役員たる監事は組合員中より選任すべきか？また、組合員外から選任することができるか？

A . 事業協同組合の役員たる「監事」の資格は、組合員たると以外の者たるを問わないので

員外から選出することができる。

121 理事と組合との関係について

Q．理事と組合との関係は民法第643条の委任によるものか？

A．中協法第42条において準用する商法第254条第3項の規定により、組合と役員（理事又は監事）との内部関係は民法上の委任契約に関する一連の規定が適用される。

従って、組合と理事との関係は当然に民法第643条～第656条の規定に拠るところになる。

122 理事辞任届の効力について

Q．理事が辞任届を提出し、理事会に出席しないとき、その理事は理事会の決定事項について責任を負わなければならないか？

A．組合と理事との関係は委任関係であり、その委任関係の終了は相手方の承認を必要とせず一方的に終了させることができるので、理事は辞任届をもって理事を辞任したことになる。

しかし、中協法第42条で準用する商法第258条第1項の関係で、辞任により法定数を欠くときは、辞任した理事は、後任者が就任するまでは理事としての権利義務をもつから、ご質問の欠席した場合は、欠席した理事としての責任を負わなければならない。

123 役員任期の起算日について

Q．今年の5月28日に開催された通常総会において理事に選出され、就任を承諾した場合、2年後の任期満了日は、5月28日か、あるいは5月27日か。組合の定款では任期は「2年」となっている。

A．理事などの役員の任期は、中協法第36条により「3年以内において定款で定める期間」と定められているが、この役員の任期の起算は、民法の規定に従わなければならない。民法では、次のように規定されている。

（期間の起算点（2））「第140条 期間ヲ定ムルニ日、週、月又八年ヲ以テシタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但其期間カ午前零時ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス」

ご質問では、5月28日に就任できる状況（前任者の任期が切れているか、辞任届が提出されている等の状況）にあると思われるので、就任日は、5月28日ですが、起算日は前記の民法第140条の前段により「期間の初日は算入されず」、翌日（29日）から起算されることとなり、2年後の5月28日が満了日となる。

なお、総会開催日である5月28日に現任者の任期が満了となるため、翌日の29日に就任するような場合は、民法第140条後段により、29日の「午前零時より」任期は始まるので、就任の初日である29日は期間に算入されることとなり、2年後の任期満了日は、5月28日ということになる。

124 役員任期伸長規定を置くことの可否について

Q．役員任期が常に通常総会の終結の時をもって満了するように定款を変更することはできるか。

A．通常総会が理事の任期を超えて開催されることを想定し得るため、通常総会の会日が年度によって異なるのに応じて理事の任期が短縮又は伸長され、常に通常総会の終結の時をもって任期が満了するように定めることができるようにすれば便宜であり、そうすることによって、決算書類の承認に当たって、決算当時の理事に現任者として説明の任に当たらせることができ、より適正な組合運営が期待できる。

中協法では、「役員任期は、3年以内で定款で定める期間とする。」と規定し、3年以内であれば定款で自由に定め得る。

これにより、理事の任期を2年以下としている組合にあっては、定款に規定することによって任期伸長規定を置くことができる。

また、中協法は、商法第256条第3項のような任期伸長規定を法律上持たないので、中協法の定める理事の任期である3年を超えることとなるような規定を定款に置くことはできないため、理事の任期を3年としている場合には、この任期伸長規定を置くことはできない。

なお、監事についても同様である。

さらに、任期満了又は辞任によって退任した組合の役員は新たに選任された役員が就職するまでなお役員としての権利義務を有することとされているが（中協法第42条が準用する商法第258条）この規定は退任した役員の残任義務を定めたものであって、役員任期自体を伸長させる規定ではない。

125 役員任期の延長による現役員の任期について

Q．役員任期が定款変更により延長された場合に変更時の役員任期については、変更時の役員は就任時の委任契約に基づくので、新たな任期に拘束されないとの説があるがどうか？

A．組合と役員との関係は委任契約であるが、定款は組合及び役員を拘束する法規性を有しているから、役員は委任契約よりも定款に拘束され、定款変更による延長された任期に従わなければならないと解する。

126 役員任期に関する定款変更認可等について

Q．総会において、理事及び監事の任期を1年延長する目的をもって理事及び監事の任期を「2年」とあるのを「3年」にそれぞれ定款の変更を決議（組合員110名、出席者数65名、全員賛成）した場合において、次の各号に該当するときは、適法であるか？

Q1．理事及び監事の任期中（現在2年）に改正した場合、そのまま理事及び監事の任期は延長（更に1年）されると解して差支えないか？

Q2．6月27日に任期満了する理事及び監事が同日本文の定款変更が決議された場合にお

いて7月12日に上記定款変更認可申請書の提出があり同日これを認可したときは、理事及び監事の任期が6月27日現在をもって満了し、自然退任すると解し、新たな選挙を必要とするか？

Q3．前号の定款変更認可申請書の提出があった場合において、その定款変更箇所を運営指導として、一定の条件（例えばこの規定は平成〇年6月27日から適用する、と記載した場合等。）を付記させて認可しても差支えないか？

A1．設問1については、定款変更は認可により効力を生ずるため、任期中に認可があれば貴見の通り解しても差し支えない。

A2．設問2については、定款は認可により効力を生ずるため、認可以前に任期が来た理事及び監事は自然退任となり、新役員の選挙を行わなければならない。

A3．設問3については、中協法においては設例のような遡及して効力を発生しようとする意思ないし行為を認可することはできないものと解する。

127 全役員辞任の場合の新任者の任期について

Q．役員全員が任期の途中において辞任したとき、後任者の任期は、前任者の残任期間であるか？それとも新たに任期を起算すべきか？

A．定款に定められた役員の任期は役員に選任された個々の人に与えられる在任の期間である。従って、残任期間の定めがなければ補欠の役員に対しても定款による任期が与えられる。しかしながら、一般的に全員の役員の任期をそろえるための技術的な方法として残任期間の定めを設けるのが通例となっている。この場合のように役員全員が辞任した場合には補欠の役員という概念がなくなるし、また、残任期間の定めにより任期をそろえる必要もないので、残任期間の定めにかかわらず新たに任期を起算できるものと解する。

128 員外理事の代表理事就任について

Q．事業協同組合において、員外の理事が代表理事になれるか？理事長、専務理事が共に員外である場合はどうか？

A．員外理事は、組合事業に専念できる者を得るために設けられた制度であることから、代表理事になることは差支えない。しかしながら組合は組合員のための組織であることを考慮すると組合の長は組合員のうちから選任されることが好ましい。

また、理事長、専務理事が共に員外理事であることは一般的には避けるべきであるが、特別の事情でそれが組合運営に却ってプラスとなるのであれば、一概には排除すべきことではないと考える。

129 代表理事を総会で選任することについて

Q．総会において理事を選挙する際、代表理事を特定して選挙することができるか？例え

ば理事の定数は5名であるが、そのうち1名は代表理事となるので、選挙の際代表1名、代表権のない理事4名として総会で直接選挙したり、あるいは、選挙は普通に5名を選挙するが、最高得票者を代表理事とすることを条件として行うような選挙方法をとってよろしいか？

A．理事一般については、組合と委任契約を締結するのであるから（中協法第42条において準用する商法第254条第3項）中協法においては、総会で選挙する旨を規定しているが（中協法第35条第3項）代表理事は、理事会を構成する他の理事との信頼関係に立ちながら、理事会で決定された組合の業務の執行を正確に実施するところの組合の代表機関であると解される。したがって、この趣旨から代表理事は、理事会において選任すべきものとして中協法第42条で商法第261条第1項の規定を準用している。いわば代表理事の選任は理事会の専決事項であるから、これを直接総会で選挙することはできない。

130 常任理事と表見代表との関係について

Q．定款を改正するに当たり第27条第1項において「理事のうち14人を常任理事」とすることとしているが、常任理事なる呼称は表見代表と見なされるか？

A．理事長、副理事長、専務理事及び常務理事等一般の社会通念上組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した理事は表見代表理事と認められる（中協法第42条で準用する商法第262条）。常任理事についても同様に代表権ありと認められる名称と解されるので、表見代表と見なされるものとする。

131 協同組合に会長制を設けることの是非

Q．事業協同組合において、過去に理事長の職にあった者のうちから会長を選任し、代表理事の権限の若干を行わせる会長制を設けたいとの相談があったが、これは可能か？

A．ご照会の会長の身分あるいは職務権限の詳細が不明であるが、そのような会長は対外的には少なくとも表見代表とみなされ、また、一般的には組合の管理面において理事長との権限の分担等が複雑になり内部の統一が損なわれるおそれがある。

したがって、ご照会のような会長制を設けることは、法的には不可能ではないが、運営上好ましくなく、理事又は顧問として協力を得るのが適当である。

しかしながら、中協法においてこれを禁止する規定はないので、会長制を設けることが組合の実体からみて運営上最良の方法であれば、これを設けることも妥当と思料するが、その適否は実体から判断すべきものであるので所轄行政庁とも協議のうえ判断するのが適当と考える。

132 顧問・相談役・参与について

Q．通常総会で、設立以来長年当組合の発展に貢献してきた代表理事が交替し理事としての職務も退くこととなった。理事会では、その功績をたたえとともに、組合の役員では

ないにしても、組合が必要とする時は、何時でも助言等を求めることのできる地位に置きたいと考えている。

中協法では「顧問」を置くことができることとなっているが、前理事長を顧問に委嘱することは可能か。また、相談役・参与なども設けたいが、どうか。

A．長年、組合の業務執行に携わっていた者が、組合の役員たる地位をはずれたからといって、その後、組合がその豊富な経験、知識等を活かした助言等を求めることができないということはないが、いつでも遠慮なく助言等を求めるためには、何らかの役職に委嘱しておくことも得策であるとする。

中協法第43条では、「組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。但し、顧問は、組合を代表することはできない。」と顧問の規定を設けているが、顧問以外には業務執行等について助言などを求めることのできる役職の規定はない。

このほかに、任意に相談役、参与という名称の役職が置かれていることが少なくない。これは法律に規定されていないが、必要に応じて設けることは差し支えないものとする。

顧問・相談役・参与をどのように区別するかについては、明確な基準はないが、顧問とは組合員以外の者であって、しかも組合事業遂行上、高い視点からの助言をなし得る者、相談役とは長年組合及び当該業界にあって、中心的役割を果たしてきた者であり、組合の運営及び当該業界の問題について豊富な知識と経験に基づいた適切な助言をなし得る者、参与とは長年組合事務局の職務に携わってきた者で、組合の実務に明るく、組合運営について実務的側面から意見を述べる者、と考える。

これらのことを勘案すると貴組合の前理事長は、顧問よりもむしろ相談役に委嘱することの方がよろしいのではないかと考える。

なお、顧問・相談役・参与等の役職を設ける場合には、それぞれについて委嘱規定を置くなどして、それぞれの委嘱の期間等の基準を明確にしておくべきである。

133 理事会と代表理事との権限範囲について

Q．事業協同組合定款参考例第48条（理事会の議決事項）第2号において、理事会の議決事項として「その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項」とあるが、同規定中「理事会が必要と認める事項」とあるのは「理事長が必要と認める事項」の誤りではないか。

A．代表理事が行う組合の業務執行は、法令又は定款上、理事会の議決を必要とする事項及び重要な業務執行については必ず理事会の決定に基づいて行わなければならないが、その細目的事項及びそれ以外の業務執行事項は必ずしも理事会の議決に基づいて執行する必要はなく、代表理事自らの権限で決し執行することができる。

定款参考例第48条2号にいうところの「業務執行に関する事項」は、後段の代表理事自らの権限で決定し執行し得る事項を指し、同号の規定は、これらの事項のうち、組合運営等の観点から代表理事の決定に任せず、特に理事会の決定に基づいて執行することが必要であると理事会が認めた場合は、理事会の議決事項とする旨を定めたものでこの規定に誤りはない。

134 代表理事の資格と残任義務について

Q . 事業協同組合の代表理事が任期途中で理事を辞任してしまった。

- (1) この代表理事は、理事としての退任によって代表理事の地位をも失うことになるか。
- (2) もしそうだとすると、その代表理事の残任義務はどのようになるのでしょうか。

A (1) 代表理事については、中協法は、商法規定を準用しており、理事会において理事の中から選任することになっている(商法第261条 組合法第42条)。したがって、代表理事は理事であることを前提としますから、理事の任期満了、辞任、解任などにより理事を退任した場合には、代表理事をも当然に退任することになる。

- (2) 理事の残任義務についても、中協法では商法規定が準用されており、理事の退任によって理事に欠員(定数割れ)を生じた場合には、任期満了又は辞任による退任者は、後任者が就任するまで引き続き理事としての権利義務を有することになっているが、代表理事についてもこの規定が準用されている(商法第258条第1項 商法第261条第3項 中協法第42条)。

ご質問の場合に代表理事としての残任義務があるかどうかについては、次の3つのパターンに区分してみる必要がある。すなわち、その退任によって、理事・代表理事ともに欠員を生じた場合には、退任者は理事としての残任義務を負うと同時に、代表理事としての残任義務をも負うことになる。また、その退任によって、理事の定数を欠いても、理事会の選任により代表理事には欠員を生じない場合には、退任者は単に理事としての残任義務を負うにとどまり、代表理事としての残任義務はない。

その退任によって、代表理事の定数を欠いても、理事には欠員を生じない場合には、一見、代表理事に欠員を生じているので、退任者は代表理事としての残任義務を負うかのようなのであるが、この場合には、退任者は理事としての権利義務者ではないのですから、代表理事の地位が理事の資格を前提とする法の趣旨からして、代表理事としての残任義務はないとされている。

135 辞任した役員の残任義務について

Q . 組合の定款では、理事の定数を「6人以上8人以内」と定めており、当初総会で6人を選出していたが、今回1人の辞任者がでた。

組合では、中央会の指導によりこの辞任者については残任義務があるとの解釈をしていたが、たまたまある弁護士に相談したところ、中央会の見解と異なるため、その根拠についてご説明いただきたい。

(弁護士見解)

商法第258条第1項欠員の場合の処置(残任義務) 同法第498条第1項18号では補充義務が規定されており、これらの規定は、法律又は定款所定の取締役の員数の最低限を割った場合のみ適用され、法律又は定款所定の最低員数の取締役が存在している場合は、株主総会において実際上選任されている員数を欠いても適用されない。

しかし、一方においては中協法第35条第6項では、一定の範囲内(下限の1/3を超えな

い範囲)において補充義務を免除している。

本来、補充義務と残任義務とは表裏一体の関係にあり、一方を免除し一方のみを課すのは妥当とはいえない。また、補充義務だけを免除し、残任義務を課す合理的な理由も考えられない。

以上の理由から今回のケースについては、組合に補充義務もなければ、辞任者について残任義務はないものと判断される。

A．組合における理事の定数は、組合の規模、事業内容等に応じ組合の業務執行上必要な人数を定款で定めたものであり、常に定数を充たしておくべきものである。

理事の定員数が定款上の定数に不足することは、そのこと自体定款違反の状態であり、この場合当該組合の理事は法に定められた定数の遵守義務規定(中協法第42条で商法第254条の3を準用)の上からも速やかに理事の欠員分を補充する手続きをとらなければならない。

また、中協法が第35条第6項において、商法第498条第1項第18号と異なる補充義務規定を置いているゆえんは、役員に欠員が生じた場合には、組合の業務運営上、早急に補充すべきであるが、特に欠員が3分の1を超えた場合には3カ月以内という期間を限って補充義務を法文上明確に示した点にある。すなわち、同項は決して定数の3分の1を超えた欠員が出るまでの補充義務を免除したものではない。

したがって、設例の場合は定款で定める理事定数(6人)を1人でも欠いた場合は、直ちに該当理事者に残任義務が発生するものというべきで、罰則を伴った補充義務規定がないことを理由にこれを否定すべきものではないと考える。

なお、定款において理事の定数に幅をもたせている場合において、下限の人員を選出すると、今回のような事態も生じやすく、「6人以上8人以内」として理事に2人の余裕をもたせた意味がなくなるので今後は定数の上限を選出するようにされたい。

136 役員の残任義務及び役員報酬の支給について

Q．副理事長を1名から2名に増員し、専務理事1名を減員した定款変更を総会で議決した場合、役員の残任義務及び役員報酬の支給は次の例ではどう扱うべきか？

(例示)

- | | |
|--|--------|
| (1) 定款変更議決の総会開催日 | 年5月18日 |
| 同上総会では任期満了(年4月30日)に伴う理事の選挙を行い、専務理事であった者が落選した。 | |
| (2) 理事長、副理事長(増員1名を含む)2名の選出の
理事会開催日 | 年5月22日 |
| (3) 定款変更認可申請日 | 年7月22日 |
| (4) 定款変更認可日 | 年7月30日 |

以上の場合

- 1 従来専務理事であった者の残任期間は何月何日か？また、専務理事への役員報酬は何月分まで支給すべきか？
- 2 増員1名の副理事長の役員報酬は何月分より支給すべきか？

A . 専務理事の残任期間は、新たな役員が選任された5月18日までとなる。また、役員報酬は、本来総会で選任された役員についての報酬であるべきであるが、税法上役員報酬は、相談役、顧問等実質的に経営に従事しているものを含むとされていることから、残任義務期間の役員は、法律上の役員ではないが、役員と同等な権利義務を有し、実質的にも組合の経営に従事しているので役員報酬の支給対象となる。

したがって、設問の専務理事の役員報酬は、4月1日（事業年度が4月1日に開始の場合）から5月18日までの期間の間で役員報酬規程等に照らし、新事業年度の役員報酬の予算の枠内で支給して差支えない。

次に増員された副理事長の役員報酬は、定款変更が効力を発生する認可日である7月30日から支給することになる。

137 役員の実務と責任とその解除について

Q 1 . 代表理事の行った会議費及び交際費の用途につき、理事会、監事、総会において承認を受けたものが、その後（翌年）用途が組合に不要のものであることが判明した。これにつき、組合は損害賠償の請求ができるかどうか？

Q 2 . 前項の行為は、代表理事の独断的行為であるが、損害賠償の場合は、当該代表理事の責任に止まるか？あるいは、理事、監事ともに連帯して賠償の責任があるか？

Q 3 . 上記の行為を行った代表理事が、用途につき捏造した理由を付し弁明すれば、その行為は止むを得ないとすべきか？

Q 4 . 理事、監事の決算書類に関する責任は総会后何年か？

A 1 . 会議費、交際費の支出は理事長の業務執行に属するもので、予め理事会で決定されるべき性質のものではなく、代表理事以外の理事については責任がないとする見方があるが、代表理事の業務執行といえども職務に違背する不当な行為については未然にこれを防止し、もって組合の利益を図るいわば監視の義務があるので、理事としてこの任務を懈怠し組合に損害を与えたとするならば、連帯して賠償する責任がある。

また、監事についても、善管義務を怠り計算書類の不正を看過した場合には、理事とともに連帯して損害賠償しなければならない。

A 2 . 交際費、会議費の用途について代表理事が捏造した理由を付したか否かに関しては、いわゆる道義上の問題として解決する場合は別として、理事の忠実義務違反に係る損害賠償請求の訴に伴う問題として裁判所が判断するものである。

A 3 . 理事及び監事の決算関係書類に関する責任は民法の一般原則（第167条第1項）に従い、10年の時効にかかることになっている。

なお、理事、監事とも総組合員の同意があれば責任の解除ができることとなっている（商法第266条第5項の準用）。

138 総会で決定した工事費を上回る契約をした理事の責任について

Q . 本県のある協同組合において、老朽化した共同施設を約1,000万円の予算で改築することを臨時総会で議決した。その後、理事会で協議した結果約2,000万円の予算で建設業

者を指名契約し、工事に着工した。これに対し組合員中より、不審の声が挙がっているが、この場合に、理事について連帯損害賠償の責任があるか。

A．総会で決議された工事費を著しく上回る金額で工事契約を締結したことは、善管義務違反（商法第254条第3項、民法第644条・中協法第42条）及び忠実義務違反（商法第254条ノ3、中協法第42条）となるが、当該組合の場合、組合は現段階では損害を受けていないと解されるので理事の損害賠償責任の問題は生じないと解する。

したがって中協法第38条の2第1項（任務懈怠による連帯責任）の適用はないものとする。

139 破産宣告を受けた組合の理事の責任について

Q．破産宣告を受けた組合の理事はどの程度の責任を負わねばならないか。

A．責任の程度は、破産までの組合事業運営上当該理事がどの程度任務懈怠があったかにかかっており、任務懈怠の範囲は理事会の決定から事業遂行までの間に任務懈怠があったかどうかである。そしてその懈怠の程度において損害賠償等の責任が決定される。

140 決算関係書類の監査を監事が拒んだ場合の処理

Q．決算関係書類の監査を監事が拒んだ場合、監査意見書なしで総会の承認を得ることは可能か？これについて、次のように解釈するが差支えないか？

（解釈）

監事を改選のうえ、改めて監査を行い意見書を付して承認を得るべきである。

A．貴見のとおりである。

141 決算書類に添付する監事の監査意見書について

Q．通常総会で決算関係書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）の承認を求めるに際し、理事は監事の意見書を添えて総会に提出しなければならないことになっている。監事に次のようなことがある場合、どのように処置したらよいか。

（1）監事が複数人いる場合、決算関係書類に添付する監査意見書の監事の意見は必ず一致しなければならないか。組合の決算書をみると、1通の意見書を監事が連名で出している例が多く見受けられる。

（2）監事全員が監査意見書の提出を拒んだ場合に、監事の監査意見書がないまま総会を開催し、決算関係書類の承認を受けることはできるか。また、監事の定数が1名の場合、その監事が病気等で、監査をしてもらえないときはどうか。

A．監事は、会計監査を通じて理事の業務執行を監督する立場にある機関である。監事には会計帳簿及び書類の閲覧、会計に関する報告徴収、組合の業務及び財産の状況を調査する権限

が与えられており、それらの権限に基づいて、監事は各々が独立して監査業務全般を行う。

(1) 複数の監事がいる場合、監査結果について監事すべての意見が常に一致するとは限らないし、その必要性もない。たとえ監事が複数存在するとしても、監事は合議機関ではなく、各監事はそれぞれが独立して監査業務全般を行うものだからである。

重要な部分について監事間に意見の相違がある場合に、その点を監査意見書で明らかにすることは、各監事の責任を明確にするばかりでなく、組合員に対して問題点について注意を促すという意味においても意義がある。

前述のように、監事は各々が独立して監査業務全般を行うから、監査意見書は、各監事が各別に作成すべきものである。

組合では通常、複数の監事が共同して監査を行い、連名で同一文言の監査意見書を作成することが多いと思われる。しかし、法律的には、監事の合議によって一つの監査意見書が作成された訳ではなく、同一内容の複数の監査意見書が作成されたものと解される。各自の意見書の内容が同一であるので形式を連名にしたにすぎないのである。

(2) 理事は、監事の意見書を添えて決算関係書類を通常総会に提出しなければならない。しかし、監事が意見書の提出を拒んだ場合は、これを強制的に履行させる方法はない。また、監事の監査がない状態で決算関係書類を承認する総会の決議がなされた場合は、その決議は取消原因を有することになるものと解される。

監事全員が意見書の提出を拒んだ場合は、煩瑣でも監事を解任し、新たな監事を選任したうえで、新しい監事の監査を経て再度総会を開催しなければならない。監査意見書の提出を拒む監事の行為は、法令・定款違反（任務懈怠）に当たる。

監事の定数が1人であり、その監事が病気等で執務不能になった場合は、監査を行うものが1人もいなくなる。他に監査を行う監事が必要になるが、定款に定める監事の定数の欠員ではないので、そのままの状態ですべてに監事を選任することもできない。

この場合はその監事に辞任してもらうか、辞任に応じてもらえなければ解任の手続きをとって退任させ、総会を開いて新たに監事を選任して、後任の監査を待って改めて通常総会を開くほかない。

142 理事の参事兼職について

Q．理事は参事を兼職することができるか？

A．監事は使用人と兼ねてはならないことになっているが（中協法第37条）、理事については別段の定めがないので兼務は差支えない。ただし、実際問題としては理事が参事を兼ねる必要性は乏しく、その理事を代表理事とするか、専務又は常務理事とすれば足りると考える。

143 役員の使用人兼職について

Q．監事は理事又は使用人と兼ねてはならない事は明示されているが組合が使用する職員は理事となる事が出来るか否か、若し差し支えないとすれば、理事を職員として採用しても構わない事と解釈されるが職員の理事兼職について明示願いたい。

職員で選任された理事が一職員として引続き同一勤務に服する事が出来たとすれば身分

は常勤理事であるが、一職員として取扱いをするものであるか？

A．中協法第37条第1項において禁止しているのは、次の場合、即ち、理事と監事、監事と使用人（職員を含む）である。監事は会計監査を通じて理事を監督する立場にあるもので、当然に両者の兼職は禁止される。

本条の結果、理事と使用人の兼職は差支えないわけで、専ら事務に当たる理事が部長というような資格で事務担当者となる事は従来もよく行われているところであり、これによって弊害のおこる事もないので禁止されない。

選任された理事が、引き続き職員としての事務に勤務する場合、その職務は職員としての事務を担当する事となるが、通常の場合常勤理事である。

144 理事の兼職禁止規定の解釈について

Q．中協法第37条第2項の理事の兼職禁止規定は、非常に理解し難い複雑な規定であるので例をあげて説明願いたい。

A．本規定の趣旨から説明すると、理事は理事会を構成して組合の業務の執行を決定し、あるいは代表理事となって決定された業務を現実に執行しなければならない等組合運営の首脳部たる地位にあるので、組合事業の経営、その他の組合運営に関し機密に属する事項等も詳細に知っているわけであるが、理事自体が組合事業または組合員資格事業と実質的に競争関係にある事業を行っているとき（法人であるときは、その役員たる地位にあるとき）は、組合の業務運営を不利におとしいれることになり、組合の正常な発展を妨げたり、あるいは組合員に不利益をもたらすおそれがあるので、これを防止するために一定の競合関係にたつ者は、組合の理事となることを禁止したのである。

例をあげて第37条第2項の規定を説明すれば、

(1) いま織物製造業者を組合員資格とする組合があり、その組合の共同施設として染色整理業及び原糸の共同購入事業を行っている場合を仮定する。この組合の原糸の共同購入事業を利用するために組合員となっているが、織物製造業を営みながら染色整理事業をも兼業して行ったとすれば、その者は組合員ではあるけれど理事への就任が禁止される。すなわち、組合の行う染色整理事業と例示した組合員の行う染色整理事業とは完全に競合するからである。

なお、上記組合員が、組合員となっていない員外者である場合でも、同様の趣旨から員外理事として就任することは禁止される。

(2) もし、この組合が織物製造業者と染色整理業者の両方を組合員資格として定款に定めていたとすれば、組合が染色整理の共同事業を行っていたとしても、例示した組合員の行う染色整理業は「組合員の資格として定款に定められる事業以外のもの」でなくなるので理事への就任が可能となる。

なお、この場合に例示した者が員外者であるときは、第2号によって判断される。以上が第1号の説明であるが、第2号は員外理事のみに適用される規定である。

理事になろうとする者が員外者である場合、(1)の場合であれば、織物製造業を行う者は、大企業である限り、この組合の員外理事に就任することが禁止される。

(2)の場合であれば織物製造業を行う者も染色整理業を行う者も、大企業である限りこの組合の員外理事に就任することは禁止される。中小企業者であれば就任が禁止されないのは、たとえ員外者であっても組合員と同様の状態にあるものと考えてよいからである。なお「実質的に競争関係にある事業」とは、製造業と販売業あるいは卸売業と小売業のように縦の系列関係をいうのではなく、取扱商品が代替関係にある場合、例えば綿スフ織物と絹人絹織物あるいは布レインコートとビニールレインコート等を指すものと解している。

以上の関係を表に示すと次のようになる。

組合員	組合事業と実質的競争事業を行う者	組合員資格事業であるものを行う者	個人.....○	
		組合員資格事業でないものを行う者	個人.....×(1号)	
			法人 { 役員.....×(2) 非役員.....○	
		上記事業を行わない者	個人.....○	
非組合員	組合事業と実質的競争事業であって組合員資格事業でないものを行う者	個人.....×(1号)		
		法人 { 役員.....×(2) 非役員.....○		
	組合員資格事業を行わず	大企業者	個人.....×(2号)	
		中小企業者	個人.....○	
	組合員資格事業と実質的競争事業を行わず	大企業者	法人 { 役員.....×(2) 非役員.....○	
		中小企業者	個人.....○	
	員外	組合員資格事業と実質的競争事業を行わず	大企業者	個人.....×(2号)
			中小企業者	法人 { 役員.....×(2) 非役員.....○
		上記以外の事業者	大企業者	個人.....○
			中小企業者	法人 { 役員.....○ 非役員.....○
非事業者	個人.....○			

(1) (2)は就任可能者、×は就任禁止者、()内は取除条件を示す

145 全国連合会と地区連合会との役員兼職について

Q．全国連合会と都道府県を単位とする地区連合会があり両者が実質的に競争関係にある場合において、両組合の理事又は監事の兼職は、法に抵触するか。

A．地区連合会の事業と全国連合会との事業は、実質的に競争関係にあると考えられるが、地区連合会は全国連合会の会員資格として定款に定められる事業以外のものを行うものではないので、中協法第37条第2項第1号に該当せず、また、同条第2項第2号によっても地区連合会が中協法第8条にいう小規模の事業者であれば全国連合会の理事、又は監事に就任することはさしつかえないものである。

なお、中協法第37条第2項は、理事への就任を禁止したものであるから監事への就任は、いずれの場合であっても差し支えないものである。

146 理事の自己契約及び議事録記載内容について

Q．中協法第38条は理事の自己契約について規定されているが、問題点は次の項である。

1．理事の自己契約とは、民法第108条の規定の趣旨により、代表権を有する理事のみが対象となるのではないか。

(注) 組合と理事は委任関係にあるが、業務の執行については、代理人となっていない。

2．自己契約の内容について

信用組合において(事業協同組合においても同じ)定款に規定された事業を理事が利用しようとする場合、第38条の規定による自己契約として理事会の承認を得る必要があるか。

(注) 信用組合の理事が組合から資金を借入れる場合

3．理事の自己契約を承認した場合の議事録の記載方法

中協法第42条で準用している商法第260条ノ4により、議事録の作成方法について規定されているが、この条文の趣旨から、次のうち、どのような記載方法をとるべきか。

(例) 議事録

理事の自己契約に関する件

出席理事全員異議なく賛成

(この場合理事毎に金額、貸付条件等関係書類を別綴として公開しない)

理事 より100万円借入申込の件

書記より説明あり

出席理事全員異議なく賛成

に対し更に契約の内容について詳細に記載する

書記より説明あり

出席理事全員異議なく賛成

もし、
、
が適当とした場合は、理事個人の信用状態が公開されることとなり、この場合は、「経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律」(昭和19年法律第4号)第6条との関係はどうなるか。

A 1 . 自己契約の適用について

本条の趣旨は、理事がその地位を利用し、私利を図るために組合に損害を与えるような契約を締結するのを防止することにある。

したがって理事（代表権を有しない理事を含む）が組合と契約をする場合は、理事会の承認を受けることを必要としているわけで、この場合代表権を有する理事が契約の当事者であるときは、当事者たる個人の立場と組合の業務執行者たる立場とが一致するので、民法第108条に規定する自己契約禁止の一般原則に抵触することになるが、特に中協法第38条後段において、その適用を除外することとしている。

代表権を有しない理事については、お説のとおり組合と理事は委任関係にあるが、業務の執行については、代理人となっていないので代表権を有する理事以外の理事の組合との契約は、自己契約にもならないようにも解せられるが、本条において特に代表理事と限定していないこと及び立法の趣旨からかんがみて、また実際の組合運営上からも代表権を有すると否とにかかわらず、理事が組合と契約を締結する場合は承認を受けるべきものと解される。

2 . 自己契約の内容について

自己契約の内容としては、理事が組合から貸付をうけ又は自分の設備を組合に貸し、又は他人の所有物をそのものの代理人として組合に売るように、組合を相手方とする一切の法律行為を指すが、組合と利害の衝突のおそれが全くない定型的な契約は承認を受けるべき契約の範囲から除外されるものと解する。

したがって、定款に規定された事業を理事が利用しようとする場合もその事業の内容に応じて判断すべきであって、設例のように信用組合の理事が当該組合から資金の貸付を受ける場合は上述の除外される契約として解されないの、そのたびに承認を受けるべきであると解する。

なお、手形の割引、振出等の行為については、これを本条にいわゆる契約であるとした判例もあるが、手形の流通証券たる特質にかんがみ、取引の安全保護の見地から、最近においては消極に解されている。

3 . 議事録の記載内容について

議事録については、商法第260条ノ4第1項及び第2項の規定を準用しているが、その記載事項としては、会議の日時、場所、出席者氏名、議案別の審議の経過、可決・否決の別及び賛成、反対又は棄権した理事の氏名等が記載されていれは一応法律上の要請は満たされているわけである。

議事録は、理事が責任を追求される場合に重要な役割を果たすものであるから、明確かつ、克明に記載することが必要であるが、いたづらに冗長すぎる必要はなく、議事の経過の要領及び議決の結果が判然としているものであれば差し支えない。

上記趣旨より設例の議事録の記載内容としては、 の記載例が適当であると考えられる。

なお、「経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律」との関係については、同法は、独占となるような事業或いは経済の統制を目的とする法令により統制に関する業務を行う会社、組合等に対して、それらの団体が、その職務の性質上知得した行政庁や当該団体の重要な秘密を漏泄窃用するのを防止するために規定された関係法律を整備した法律であって、本件の場合のように、理事個人の信用状態の公開というようなこととは関係ない。

147 信用組合理事の自己契約について

Q．中協法第38条において「理事は理事会の承認を受けた場合に限り組合と契約することができる。この場合には民法第108条（自己契約）の規定を適用しない」とある。

本条の趣旨は理事がその地位を利用し、組合に不利な取引による損害を与えることを防止するためのものであり、信用組合における貯金関係の如く損害を与えるおそれの全くない場合は含まれないと解している。

しかし、貸付については当然理事会の承認が必要であると従来指導してきたが信用組合における理事は自己も事業者として営業を行っている場合が多く、それらの商取引から生ずる手形割引や事業資金の借入利用がある。

この場合、1件毎に理事会の承認が必要であるとすれば長期借入の場合とはもかく、手形割引や短期事業資金の借入について一々理事会を開催することは實際上なかなか困難であると考ええる。

法の趣旨からすれば他の組合員と同一条件のもとにする組合よりの借入については、各人別に理事会において貸付限度を定めておいてこの範囲の貸出は理事長に一任し事後最初の理事会に諮ることにしても差し支えないものと考えるが、その解釈についてご教示をお願いする。

A．中協法第38条に規定する理事の自己契約の内容としては、理事が組合から貸付をうけ又は自分の設備を組合に貸し又は他人の所有物をそのものの代理人として組合に売るように組合を相手方とする一切の法律行為を指すが、組合と利害の衝突のおそれが全くない定型的な契約は、承認を受けるべき契約の範囲から除外されるものと解する。

従って、定款に規定された事業を理事が利用しようとする場合もそのことの内容に応じて判断すべきであって、設例の場合のように信用組合の理事が当該組合から資金の貸付を受ける場合等は上述の除外される契約としては解されないが、予め各人別に理事会において貸付限度を定めておき、その範囲内において貸出を行い、事後の理事会において承認を受けることは差し支えないものと解する。

148 理事の自己契約について

Q．中協法第38条（理事の自己契約）について、次の場合理事会の承認を必要とするかどうか？

- 1．法人の代表者として貸し出す場合
- 2．第三者の保証人として貸し出す場合

A 1．中協法第38条の趣旨は、理事がその地位を利用して組合に損害を与えることを防止することにあることから、理事会の承認が必要であるものと解する。

A 2．理事が第三者のために保証契約を組合と結び、当該第三者に貸出しする場合、保証契約については保証人たる理事は、弁済の能力あることを必要とし（民法第450条第1項第2号）この要件は、組合が保証人を指名しない限り必要とされている（同条第3項）。

このように理事と組合との保証契約が組合に不利益となる場合もあり、理事と組合との取引

によって組合に損害を与えることを防止しようという中協法第38条の趣旨から、理事会の承認を受けるべきものと解する。

149 役員報酬の請求権について

Q．役員としての報酬を受けていた某組合の専務理事が在職中にもかかわらず、理事会と意見の対立が原因で、その支払いを停止されたが、この理事は不払部分について組合に請求できるか？請求できるとして、組合がその支払いを拒んだ場合はどうしたら良いか？

A．組合と理事とは委任関係にあるから、委任者である組合（執行機関たる代表者に該当）と受任者である当該理事との間に報酬支払の特約があれば、その契約が解除されていない限り、中協法第42条において準用する商法第254条第3項で準用する民法第648条の規定により、当該理事は組合に対し報酬支払いの請求権をもつ。

また、組合がこれに対して支払を拒む場合は、民事訴訟手続により90万円を超えない請求であれば簡易裁判所、これを超える場合は地方裁判所に、それぞれ「役員報酬請求の訴え」を提起することとなる。

150 参事と代表権を有しない常勤理事等の職能について

Q．代表権を有しない常勤理事は表見代表権者とみなされても業務の執行はできないものと解するが、一方参事は職員ではあるがその職務の代理権限は裁判上裁判外の広汎に及び、代表権のない常勤理事よりその職能範囲は広いものと解されるが如何。

A．参事は、組合に代わってその業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限、すなわち組合の事業全般に関する包括的な「代理権」を有している（中協法第44条第2項、商法第38条第1項）。一方、代表権のない業務担当理事の権限は、理事会の構成員として業務執行の決定などに参画する理事としての一般的権限のほか、理事会の決議又はそれに基づく業務執行の内容は、純粋に内部的な組合業務に限られ、少しでも組合外部に対する直接の関係を含む事項については、権限を有しない。

したがって、「職務権限の範囲」は、代表権のない業務担当理事の方が参事より広いが、「業務分担の範囲」という点では参事の方が広いと解する。ただし、参事は職員の地位であり、その任免は理事会の決定によるので、理事以上の地位ということではない。

151 途中で総代制を設ける場合の現役員の任期について

Q．途中で総代制を設け「役員は総代会で選挙する」と規定した場合現役員は辞任しなければならないか。

A．辞任する義務はない。

【役員選挙】

152 立候補届出期間等について

Q．事業協同組合定款参考例第30条第5項（立候補制、推薦制をとる組合の役員選挙総会公告期間20日前）と同条第6項（当該組合の立候補者、推薦者の届出期間15日前）とは、日数において反対の性質のものではないか？

A．総会会日の公告日と立候補の届出期間との関係については、先ず総会の協議事項、開催月日を明示して公告をなし、その総会会日に役員選挙を行う旨の公告内容の一項目として立候補期間を定めるものであり、お尋ねのように反対の性質のものではないと史料する。

153 役員候補者推薦人を理事会に限ることについて

Q．役員選挙に推薦制をとる組合が、候補者の推薦人を理事会のみに限定することはできるか？

A．推薦人を理事会のみに限定することは、汎く人材を得る見地から、また他の組合員も等しく選挙し、選挙される権利をもっている点からみても不相当と史料する。

154 役員候補者を部会別等で推薦することの是非

Q．役員選挙について推薦制をとる組合において、業種別等の部会別に推薦すべき定数を定め、各部会毎に推薦された者を候補者とする定めは適法か。

A．役員候補者の推薦制度については、これが組合員の被選挙権を不当に制限することにならない限り適宜の方法が採用されても差支えない。

したがって、組合員が自由に立候補できる制度が併用されるのであれば部会等が推薦母体になること、あるいは推薦母体別に定数を付することも組合員の被選挙権を不当に制限するものとは解されないで差し支えない。

ただ、これらの規定は、組合運営上の重要事項であるので、選挙規約として総会において規定すべきである。

155 役員定数を超過した投票の効力について

Q．連記式投票制をとる組合の役員選挙に際して、投票すべき役員数を超過して記載された投票（例、役員定数10人のところ12人記載）あるいは投票すべき員数に達しなく記載された投票の有効、無効について回答されたい。

なお、本組合には、定款には連記式投票制は明記してあるが、連記すべき数の規定がなく、また規約等にもそれがない。

A．選挙すべき役員数を超過した投票は、全部（記載された被選挙人員、設例では12人）無効である。また、選挙すべき役員数に達しない投票については有効である。

156 「定款に定めない方法による役員選挙の是非」について

Q．当組合では、このたびの通常総会において、任期満了による役員改選を行うことになっているが、次の点について疑義がありますのでご教示下さい。なお、当組合の定款では、役員を選出方法は、無記名投票制又は指名推選制となっている。

総会当日に組合員の一部が指名推選制に反対することが予想されることから、このたびの役員改選に限り、立候補制により役員を選挙したいと考えているのですが、現行定款のまま行って差し支えないか。

A．役員を選出方法については、中協法第35条に定められているが、組合の役員は、総会（総代会）において選出することになっており、役員を選出方法には、大別して「選挙」と「選任」の2つの方法がある。「選挙」は、1組合員1票の「無記名投票」をもって行うことを原則としているが、総会の出席者全員に異議のない場合は、例外として「指名推選」の方法によって行うことが認められている。貴組合の役員選出方法は、これに該当する。

定款に定めのない方法による役員選挙の是非については、中協法では、役員選挙は「定款の定めるところにより」行わなければならないこととされており（第35条第3項）このため、第33条において、役員選挙に関する規定を定款の絶対的必要記載事項と定め、選挙の有効、無効に係る基本的手続ないし方法について定款への記載を義務づけている。

したがって、無記名投票制、指名推選制、立候補制のいずれの方法を採用する場合であっても、あらかじめその旨の規定を定款に定めておくことが要件となり、よって、定款に定めのない方法による役員選挙はできないと解される。

157 ×式による役員選挙方法の是非

Q．投票用紙に予め候補者全員の氏名を連記の上配布し、×によって投票を行うことの可否。

A．差し支えない。

158 指名推選における選考委員の資格について

Q．指名推選制の選考委員は、組合員でなければならないか？又は、員外役員あるいはその他の非組合員でも差し支えないか？

A．選考委員は、組合の性格からして組合員のなかから選ぶのが適当と考えるが、組合員以外から選任しても違法ではないので、特別の事情があるときは組合員以外より選ぶことも止めを得ないであろう。

159 地区別・部会別等による役員選挙の是非

Q．総会の席上において、業種などによる部会別あるいは地区別に役員を選挙することは適法か？

A．中協法第35条第3項により、役員選挙は「総会において選挙する」となっており、地区別あるいは部会別の選挙は総会における選挙とはならない。

また、この場合の総会とは、総会の開催されている会場のみを意味するのではなく、総会という機関そのものを意味していると解すべきであるから、設問の選挙が総会の席上であっても、部会別等による選挙は、部会別等に投票所を設けて行う選挙と実質的にかわりなく、総会という機関において行われたこととはならないので適法とみることができない。

160 認可を受けない変更定款による役員選挙の効力について

Q．役員選挙に、指名推選の方法を取り入れるように総会において定款変更の議決をして、その直後に指名推選の方法により役員選挙を行い、しかもこの指名推選の方法により選ばれた役員は、定款の変更につき行政庁の認可があった日に就任するものであることを同総会において確認した。このような役員改選は適法であるか否か？

A．定款の変更について行政庁の認可があった日に就任する旨の停止条件が付された役員改選であるから、適法であると解する。

161 認可をうけない変更定款により役員選挙が行われた場合の定款変更認可方針について

Q．総会において役員定数の変更を議決すると同時に、定款の変更に伴う行政庁の認可をまずして、同日直ちに議決された新しい定数によるところの役員選挙を行い、その状況を記入した議事録を添付した役員定数の変更の定款変更認可申請書を行政庁に提出してきた場合、どのような指導をすべきか。

A．設問のごとく、役員定数の増加につき定款の変更を議決した総会において、行政庁の認可をまず、ただちに増員分の役員を含めた役員全員の選挙を行おうとする場合は、次の方法によれば有効と解される。

- 1．定款変更前の定数による役員選挙と増員分の役員選挙とを区別して行うこととし、定款変更前の定数による部分の役員は、ただちに就任し、増員分の役員は選挙の際に定款の変更につき行政庁の認可を受けた日から就任する旨の停止条件を付しておき（停止条件を付した旨は議事録に明確に記載することを要する）その条件が満たされた日、すなわち行政庁の認可があった日に就任する。
- 2．定款変更による増員分を含めた全役員選挙を一括して行うこととし、その際に役員全員につき1に述べたような停止条件を付し、その条件が満たされた日に就任する。

162 定数に満たない役員選挙等について

Q．定款上理事の定数が「18名以上20名以内」と定められている組合において無記名投票により役員選挙が行ったが、15名しか選出されなかった。この場合どのような処理を行うべきか。

A．選ばれた15名は役員として有効である。ただし、定数に満たないから、残りの人数について、当該総会において、総会の続会の議決を行っておき、後日選挙を再度行うか、新たに総会を開催して、残りの3名分について選挙をやり直す必要がある。この場合、不足分を選ぶ総会は可及的速やかに開催される必要がある。

なお、このまま残りの役員の選出を行わないで、いつまでも15人のままでいることは定款違反となるので、行政庁における業務改善命令の対象となり得る。また、役員候補者が定数に満たないような組合においては、定款改正を行い、実情にあった定数にする必要がある。

163 指名推選により当選した当選人が理事就任を辞退した場合の効力について

Q．当組合では、先に開催した通常総会において、指名推選の方法により役員選挙を行ったが、総会終了後、当選理事18人のうち4人が理事就任を辞退した。当組合の理事定数は、定款により「15人以上18人以内」となっているので、この4人の就任辞退者が出た結果、理事就任者が理事定数の下限を下回ることになってしまった。指名推選の方法をとる場合は、被指名人を区分して行ってはならないと聞いたが、当組合の場合は、再度理事全員について選挙しなおすべきであろうか。また、辞退した4人分についてのみ選挙すればよいのか。

A．指名推選制は、役員選挙について、最も民主的であるべき無記名投票制の例外として設けられている制度であるから、その方法の実施に際しては、法律上、総会の出席者中に異議がない場合に限り、この方法の採用が認められること（中協法第35条第9項）、当選人の決定について、出席者全員の同意を必要とすること（同条第10項）、2人以上の理事又は監事を選挙する場合において、被指名人を区分してこの方法を用いてはならないこと（同条第11項）、この3つの厳しい要件が課されている。法がこのような要件を課しているのは、多数派が少数派を排除することによって理事又は監事の構成が多数派に偏することを防止するためである。

質問は、指名推選の方法により理事の定数の全員を選挙したにもかかわらず、その後一部当選人の就任辞退により、理事数に不足が生じたため、再度役員選挙を行う場合において、先の役員選挙における当選人の当選を有効なものとして認めようかというものである。これには2つの見解があり、1つは、そもそもこのような理事数の不足は、定数の全員が選挙され、当選人が確定した後に生じたものであるから、当選人の当選は有効であるとする見解である。ちなみに、投票によって選挙された場合におけるこのようなケースについては、この考え方により、当選人の当選は有効であると解されており、したがって理事数の不足分については、繰上当選の定めがあれば次点者を当選人とし、繰上当選の定めがないときは、就任辞退による不足数につき再度選挙すればよいこととされている。

いま1つの見解は、指名推選制が、前述のように、投票による選挙方法の例外として設けられ、その実施に際しては特に厳しい要件が課せられている点を重視し、就任辞退者分のみ選挙は、多数派による少数派の排除の防止を目的とする法の趣旨に反する結果を招く恐れがあるとして、指名推選の方法をとる場合においては、当選人の当選を無効とし、改めて全員について選挙しなおすべきであるとするものである。

しかし、ご質問のようなケースにおいては、前者の見解のように、当選人の当選は有効であると解すべきであり、また、ご指摘の、指名推選制に課された要件の中の「被指名人を区分してこの方法を用いてはならない」とする規定については、あくまで1つの選挙行為について指名推選の区分適用を禁止する趣旨のものであって、選挙行為が終了した後に、既に就任を承諾した当選人の当選を無効とし、再度全員について選挙しなおすことまでも求める趣旨のものではないと解される。

したがって、貴組合の場合は、就任辞任により不足が生じた4人の理事を補充するための選挙を行うことになる。

164 繰上げ当選について

Q．総会において、理事の選挙を行い、総会終了後、理事当選者に対し、就任方を依頼したが、就任を辞退した者があり、この場合次点者を繰り上げて理事当選者にすべきか？又は新たに選挙をしなおすべきか？

A．総会において選挙を行い、当選した理事が就任を辞退したときは定款又は役員選挙規約等により次点者繰上げの定めのあるとき以外は、定数を欠く員数分の理事について新たに選挙し、補充すべきであると考えます。

165 任期満了前の役員選挙について

Q．事業協同組合において、任期満了前に役員改選を行う場合に次の点をご教示願いたい。
(1) 任期満了前に改選のための役員選挙を行うことは問題があるか？
(2) 前項に問題がないとすれば、その選挙の期日は任期満了前の何日以内とすべきか？

A.(1) 新たに選出された役員は、前役員が辞任しない限り、前役員の任期が終了するまで役員に就任せず、任期満了の翌日に初めて就任することになるわけであるから、前任者の任期満了前に新役員を選出しておくことは何ら差し支えない。

(2) 任期満了前の何日以内開催しなければならないかということについては、定説がないので任期満了日に近い期間に行うのが適当である。その期間は、任期満了日に近い期間内で組合の実情を勘案して決定し、規約などに定めておくことも一案である。なお、農協においては、「任期満了日の60日前から7日前までの間」となっているので参考までに付け加えておく。

166 役員のリコールの手続きについて

Q．現執行部は組合活動に情熱がなく、運営についても不公平、不明朗な点が多いように感じており、このままでは組合の発展はおろか、最近の経済情勢から取り残されるのではないかと危惧される。現役員の任期は2年余もあることから、この際役員改選の請求を起こしたいが、その手続きについてお教えて頂きたい。

A．少数組合員の権利として中協法第41条では、役員改選請求と手続きについて定めている。まず、役員改選の請求をする者は、改選の理由を記載した書面に総組合員の5分の1以上を連署したものを理事に提出することになっている。そしてこの請求は、理事全員又は監事全員について同時にしなければならないが、法令又は定款規約若しくは共済規程の違反を理由として改選を請求するときは、理事、監事それぞれ全員でなくても、その一部の者達だけに対してもよいことになっている。この役員改選の請求があったときは、理事長は理事会に諮ったうえ、請求のあった日から20日以内に臨時総会を開催しなくてはならない。つまり改選の請求のあった日から10日以内に総会の招集の手続きをする必要がある。もしこの手続きがなされなかった場合には、法はその請求をした者が行政庁の承認を得て自ら総会招集の手続きができる旨を認めている。そして、この臨時総会の場で役員改選の是非が問われるわけであるが、これは通常の議決と同様に出席者の過半数の同意があると役員は解任される。ここで注意しなければならないのは、理事は改選請求に係る役員に対し、総会の日から7日前までに既出の改選の理由を記載した書面を送り、総会において弁明する機会を与えねばならない。これを怠ると罰則の規定が適用される。

もちろん役員改選の議案が否決されたときは、当該役員は引き続きその職務を従来通り行える。これに不服がある場合、その旨を行政庁に申し出る別の途が開かれている（中協法第104条）。

【役員選任制】

167 推薦委員の資格について

Q．当組合は役員を選出を選任制の方法で行うこととしており、先般地区ごとに推薦委員を選出したところ、ある地区では7人の推薦委員を選出すべきところ、2つの法人組合員の役員で占められてしまっている。

推薦会議を構成する推薦委員は、組合員が法人の場合、組合員たる法人の役員であれば誰でもなることができるのか。それとも法人の代表者だけしか推薦委員になることができるのか。

A．推薦委員は、組合員の中より選任されることになっているがその人格に重きがあるため自然人に限られ、法人は推薦委員となれない。したがって組合員が法人の場合は推薦委員となれるのは、法人の代表者に限られる。

168 推薦委員の任期について

Q．選任制の方法によって役員を選出する場合、役員候補者は推薦会議で決定することとなるが、推薦会議を構成する推薦委員の任期については、中協法及び事業協同組合定款参考例には特に記載されていない。推薦委員の任期はどのように考えたらよいか。

A．推薦委員の任期は、役員の任期の期間以内で定めるのが望ましいが、任期を定めない組合にあっては、役員の欠員補充の場合にも改めて推薦委員を選出しなければならず実際上困る場合があるのでこのような場合には、役員全員改選時の推薦委員を選出する際に予め補充選任の場合の役員候補者の推薦委員も引続きつとめてもらう旨の規定を規約に定めておくことが必要であろう。

169 選出母体ごとに推薦委員の選出方法を違えることについて

Q．役員改選期に当たり、推薦委員の選出方法を投票用紙の郵送によって選挙するように指示したところ、いくつかの地区からこの方法以外の選出方法をとりたいとの申し出があったが、推薦委員の選出方法は、選出母体ごとに自由に選定させてもかまわないか。

A．推薦委員を地域・業種等の選出母体毎に異なった方法で選出することは、公平の原則からみて適当でないので、推薦委員の選出を指示するに当たっては、統一した選出方法を示して行うことが好ましい。

170 推薦委員選出における委任状による参加等の可否について

Q．当組合は選任制により役員を選出することとしており、このたび業種別選出母体毎に集会で推薦委員を選出する旨指示したところ、当日都合により集会に出席できないという組合員から委任状が送られてきた。

総会では委任状及び書面による参加が認められているが、推薦委員を選出する集会においてはどうのように考えたら良いのか。

A．推薦委員の選出に当たっては、推薦委員となるべき者に対する組合員の当否の意思表示が判断できればよいので、委任状、書面による参加も差し支えない。

171 推薦委員選出時の議事録について

Q．役員の選出方法として選任制を採用する組合が、推薦会議の構成メンバーとなる推薦委員を選出したときは、議事録を作成しておかなければならないか。

A．議事録は特に必要としないが選出世話人は、選出方法、選出の期日及び選出の結果を選出された推薦委員の氏名とともに理事長に報告する必要がある。

172 推薦委員の解任の可否について

Q．役員改選期に当たり、このたびの総会で新役員の選出を行った。当組合は選任制の方法を採用しているので、総会の開催に先立って推薦会議で役員候補者を決定したが、推薦会議の構成員である推薦委員の中に、推薦会議の進行を理由もなく妨害する言動をとる者がいるとの指摘を受けた。推薦委員にふさわしくない者がいる場合、解任することは可能か。可能とすればどのような方法によるべきか。

A．推薦委員は通常、役員改選毎に招集される推薦会議直前に選出されるので、解任の問題が生じる余地はないと思われるが、役員の任期に合わせて任期を設けた場合には、解任の問題を生じる可能性がある。この場合は、推薦委員を選出した方法に準じて選出母体の組合員の過半数の同意を得て解任すべきである。

173 推薦会議における委任状（代理）出席の可否について

Q．役員改選期に当たり、役員候補者を選定するために推薦会議を招集したが、会議当日推薦委員の出席が過半数に達せず、流会となった。

再度開催の手続きをとり、有効に成立するように努めるが、再び同様の結果とならないとも限らないので、総会におけるように委任状出席により定足数を確保したいと思うが可能かどうか。

A．推薦委員は、地域、業種等の組合員によって選出され、役員候補者の決定を委任されたものであり、推薦委員の人格に重きがある。このような推薦委員の性格上、その職務行為は他人に委任することはできない。また、書面による推薦会議への出席についても、推薦委員の職務が推薦会議に出席し、意見陳述することにより、役員候補者の原案を作成するという性格上、書面による出席は認められない。

174 推薦会議で決定する役員候補者の数について

Q．選任による方法で役員を選出する組合が推薦会議において決定する役員候補者の人数は、役員の定数とするのか、又は定数を超えた人数の候補者を選び、総会で定数分の役員を決定することとするのか。

A．推薦会議で決定する役員候補者の数は、定款に規定されている役員定数である。定数を超えた候補者の決定は認められない。すなわち、役員の定数を定款で「何人以上何人以内」と上限下限で定めている場合は、推薦会議で推薦する役員候補者は、上限で決定することになる。

何となれば、役員の定数を「何人以上何人以内」と幅をもたせた趣旨は、その範囲内で選出役員数を適宜定めればよいとしたのではなく、「何人」というように確定数で規定しておく、年度途中で欠員となった場合法律上の補充義務との関係で困る場合が出てくるため、このような場合を救済するために認められたものであって、当該組合において必要とする役員の定数はあくまでも上限に掲げた数と考えるべきものだからである。

175 推薦委員が役員候補者となることの可否について

Q．役員改選期に当たり、選任制を採用している当組合では去る 月 日に推薦会議を開催し、役員候補者を決定したが、候補者の中に推薦会議の構成メンバーである推薦委員が数名含まれている。推薦委員が役員候補者となることは問題ないか。

A．推薦委員が役員候補者となることは差し支えない。

176 推薦会議の議事録の署名について

Q．当組合は役員を選任制により選出することとしているので、先日推薦会議を開催して役員候補者を決定した。

ところで、推薦会議については議事録を作成しておかなければならないとのことであるが、総会及び理事会の議事録の署名人については、前者は商法第244条第2項に、後者は商法第260条ノ4第2項に、それぞれ出席した理事が署名することと規定されている。

しかし、推薦会議の議事録の署名については特に規定がないが、総会や理事会の議事録に準じて、出席した推薦委員全員が署名することと解釈すべきか。

A．推薦会議の議事録は、議長が作成し、その署名は、議長及び出席した推薦委員のうちから予め定めた議事録署名人最低限2人によって行うものとされている。

177 推薦会議で決定した役員候補者を理事会で修正、拒否することについて

Q．役員選任規約例第4条第3項では、役員候補者名簿は「理事長に提出」とあるが、理事長及び理事会は、推薦会議で選定した役員候補者を拒否する権限を持っているのか。それとも全く拒否できないのか。

A．推薦会議で決定された役員候補者を理事長及び理事会で拒否できることになると、実質的に理事会が役員候補者を決定することになり、推薦会議まで設けて、役員選任における民主制を担保しようとした趣旨が失われることになる。

したがって、理事長及び理事会は推薦会議において決定された役員候補者を拒否することはできない。

この点を明確にするため、定款参考例において役員の選任に関する総会の議決は「推薦会議において推薦された者について行う」旨を定めるようにしている。

178 選任制採用組合における議決によらない場合の総会の書面議決権行使の取扱いについて

Q．本組合では選任制によって役員を選出することとしている。

本年度は役員改選の時期であり、総会の開催案内をしたところ、書面をもって予め総会

の前に議決権を行使している組合員がいる。総会の当日、出席者の議決以外の方法例えば挙手などによることとなった場合、前もって書面議決をしていたことは無効になるのか、それとも議決以外の方法の多数決の数に反映され加算されるのかどうか。

A．選任制を採用した場合、議決以外の方法を採用しようとする場合には、予めその点についても書面により賛否を徴しておく必要がある。その場合の方法としては、総会の開催通知に「挙手等議決以外の方法を採用することになった場合には、書面議決書で行った賛否の判断は、そのまま議案に対する意思表示となる」といった文言を予め通知しておけばよい。

179 選任制を採用しようとする組合の創立総会での役員選出方法について

Q．組合設立の準備が整い、約2カ月後に創立総会を開催することとなった。
当組合の定款では役員を選任制で選出することとしているが、設立時の役員選出に当たって選任制をとることは可能か。

A．設立当時の役員の選出は未だ成立前の組合の設立手続の一つとして行われるものであり（中協法第35条第3項参照）したがってその選出方法についても必ずしも定款規定に従う必要はなく、法が定める方法（中協法第35条第3項、第7項～第12項）に従って行えばよい。

しかし、定款上役員の選出方法について選任制を採用しようとする組合にあっては、当初よりこの方法によって役員を選出することが望ましく、その場合選任制について定款並びに規約が規定する手続に可能な限り従って行うように指導すべきである。

ただし、創立総会以前において選任制を実施するために必要な準備手続（推薦委員の選出、推薦会議の招集等）を完全に履行することは困難と考えられるので、役員候補者は発起人が推薦する等ある程度の修正は認められるべきである。したがって、創立総会において役員の選出方法として選任制を採用する場合には、概ね次の手順に従って行えばよい。

発起人による役員候補者の決定

役員候補者の承諾

役員候補者名簿の作成

設立同意者に対する役員候補者名簿の送付（創立総会開催通知）

創立総会における役員の選出

【理 事 会】

180 理事会招集期間の短縮について

Q．本組合の現在の理事会の招集通知期間は、「会日の7日前」であるが、組合の実情によってこれを「会日の5日前」あるいは「会日の3日前」等に改めてよいか？

A．理事会の招集通知については、中協法第42条において商法第259条ノ2が準用されているが、同条但し書によって期間の短縮が認められているので、組合の場合も短縮することは差し支えない。

なお、短縮する期間については、組合の地区の広狭等によっても異なるが、少なくとも通知を受け取ってから議案について研究する位の余裕のあることが適当と思われる。また、書面議決を採用している場合は、郵便によって十分組合に到着する期間を加える必要がある。

181 理事の理事会招集請求権を制限することの可否

Q．理事が県下全域にわたって30余名いる協同組合においては、1～2名の理事の意思によって理事会招集の請求がなされることは組合運営上混乱を生ずる恐れもあり好ましくないと、これが招集請求を理事の3分の1以上の同意を必要とするよう定款変更を行いたいとする組合があるが、差し支えないか。

A．中小企業等協同組合における理事会の招集については、本来、原則として各理事に招集権があるところ（商法第259条準用）定款参考例第44条第1項においては、特に招集権を代表理事に限ったものであり、質問のように招集請求権をさらに限定するよう定款を変更することは中小企業等協同組合における各理事の基本的権限を侵すことになるものと考えらる。

182 理事会の定足数を定款で変更することについて

Q．現行中協法第36条の3によると「理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する」と規定されているが、本件を定款で「理事会の議事は理事の3分の2以上が出席し、その過半数で決する」と定め得るか？

また、上記のとおり定款に規定した場合、理事の過半数が出席し、その過半数で決した議事は有効と解釈されるか？

A．ご指摘の如く中協法で「理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する」と規定しているが、定款で「理事会の議事は理事の3分の2以上が出席し、その過半数で決する」と加重規定しても差し支えないと解される。

過半数出席を規定した趣旨は、理事会の成立には理事全員の出席は望めないにしても、その性格上、少なくとも過半数の出席は必要である。しかも法は組合のあらゆる業種、業態に普遍的に適用されるものであるために、その必要最低限度である過半数出席を規定したものと解される。

このような趣旨から、ある特定の組合が、組合の運営に重大なる影響を与える理事会であるから、過半数出席では万全を期し難く、そこで3分の2以上の出席をもって慎重に事を運びたいとする場合、これを否定すべき積極的な理由は見出せない。

したがって、理事会の定足数を緩和することは当然できないが、これを加重することは甚だしい弊害が生じない限り差し支えないものと解される。

また、法で過半数とあるからと言って、定款で3分の2以上出席と規定した以上は、3分の2に満たない出席では理事会は成立しないと解する。

183 理事会の権限の一部委任について

Q．理事会の権限の一部を、理事会の決議に基づいて他の機関（対策委員会）に委任できるか？

某組合では、退職金の支払及びその金額については、理事会で決議を行い、その支払方法、時期、金額の細部決定について、理事会が対策委員会に委任しているが、この場合対策委員会の決定事項の法的効果について（対策委員会は、理事長も含め理事4人、監事1人）。

A．総会（総代会）又は理事会に属することとされた権限は、それぞれの機関に専属するものであって、法に別段の定めのない限り、他の機関に委任することはできないものと解する。

184 理事会議事録の記載事項について

Q．当組合では、退職金を支出すること及びその金額を理事会で決議した事実はあるが、議事録には組合の内部事情によってこの点を省略している。この場合議事録に記載すべき事項を記載しなかったものとして中協法第115条に該当するものと考えられるが、どうか？更にこの場合、実際上は、決議を行っているのであるから、当日の出席理事全員の同意により、議事録の補追を行うことができるか？

A．理事会において決議した事項を議事録に記載しなかったことが、故意又は重過失によるものであれば、貴見のとおり中協法第115条第5号の規定に抵触するものと解される。また、議事録の補追については、出席理事全員の同意があればできるものと解する。

185 理事会議事録の記載内容及び理事会の公開、傍聴について

- Q 1．理事会の議事録には、議事の内容の全部を記載し公開する必要があるか。
2．理事でない組合員が理事会を傍聴することの可否について。

A 1．議事録に記載すべき事項の内容及びその詳密の程度は、理事の責任関係を明らかにするに十分であることを要し、かつ、これをもって足りるものであり、また、公開する必要があるかないかについては、中協法第39条第2項に規定されているとおり、理事会議事録は、各事務所に備え置くことが義務づけられており、組合員及び組合の債権者はいつでも理事に対し閲覧又は謄写を求めることができることになるので、これに反することはできない。

2．理事会は必ず非公開でなければならないという積極的な理由はないと考える。

186 理事の代理人による理事会出席について

Q．組合の理事が理事会に出席できない時は、代理人を参加させることができるか？

A．組合の理事は個人的信頼に基づき選任され、かつ、組合と委任契約を締結した者であるから、その権利の行使及び義務の履行は、理事自らの意思及び行為として行われるべきである。

また、中協法第36条の3第2項においては、組合が特に定款に定めた場合には書面によって理事会の決議に参加することができるとしていることの反対解釈から、理事は、代理人によって議決権を行使することはできないと解する。

187 理事会に欠席した理事の責任について

Q. 現理事で、理事会に出席するつもりだったが、急に出張等の都合で出席できず、また書面議決書も提出しなかった場合、理事会の決定事項については賛成したものとみなされるか、或いは全然無関係とみなされるか？

もし賛成したものとみなされるならば、反対の意思表示をしない限り出席しようが、欠席しようが同様であるとの解釈になるのではないか？

A. 理事会に欠席した者は、決定事項について賛成したものとみなされず、したがって、その決定の段階までは責任はない。

しかし、理事は、組合の業務について、監視の義務があり、理事会が開催されたこと、また当該決定がなされたことを知っていながら、決定から執行までの段階で、これを止むべき何らの措置をとらなかったときは、理事としての一般的任務懈怠の責任は免れ得ない。

188 出席理事の一部が承認捺印しなかった理事会議事録の取扱いについて

Q. 理事会議事録は出席理事全員の承認がなければ議事録として通用しないものかどうか？

不承認の理事（通常1/8～1/10名）からは承認捺印がなく議事録内容の調整修正が困難な場合の議事録の取扱いについてご見解をご教示賜りたい。

A. 理事会の議事録については、中協法第42条で商法第260条ノ4を準用しており、同条第2項によると「議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ出席シタル理事之ニ署名スルコトヲ要ス」となっている。

このように理事会の議事録は、理事会議事の記録であって、出席理事の署名は、記録された内容が事実と相違ないことを証明するためのものであるから、出席理事の何人かが署名を拒否し、その署名捺印がないからといってその議事録が直ちに議事録としての意味を失うものではなく、当該議事録の内容が事実と反していない限り、理事会の議事の証拠となるものと解する。

したがって、出席理事は議事録が事実と反しない限り署名を拒否すべきものではなく、もし理由なく署名を拒否した場合には当然のことながら法律に定められた忠実義務違反となる。

なお、理由なく署名を拒否する理事がある場合は、不承認理事の署名のない議事録の作成をもって法律上の議事録作成義務は履行されたものと解する。

【総 会】

189 役員任期満了後の総会招集方法について

Q. 理事の任期満了後の総会招集は、どのように行ったらよいか？（特に問題となるのは、

理事改選の総会招集についてである。)

A．前理事任期満了後における総会招集は、中協法第42条により役員について商法第258条第1項（欠員の場合の処置）が準用され、退任等により役員の員数が欠ける場合は、前役員（任期満了又は辞任による退任に限る）は新たに選任された役員が就任するまで役員としての権利義務を有するから、前理事が行うこととなる。

190 総会の招集請求方法について

Q．中協法第47条第2項の規定に基づき総組合員の5分の1以上の同意を得て、総会招集の請求を理事会に提出したところ、その後組合員が増加し、5分の1を満たさなくなったが、5分の1の要件は、理事会に請求した時点によって判断すべきか、それともその後の増員数を考慮すべきか？

なお、理事会への請求時点でよいとすれば、臨時総会の招集通知は理事会請求当時の組合員のみ発すればよいか？

A．中協法第47条第2項の規定に基づき、組合員が組合員総数の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求する場合には、その請求の日における組合員総数の5分の1以上の同意があれば有効とされ、その後、組合員が増加しても当該請求は適法になされたものと解する。

なお、総会招集の通知については招集通知を送付する時点における組合員のすべてについて行う必要がある。

191 総会招集請求の要件について

Q．総組合員の5分の1以上の者が、各人毎に同一書式による総会招集要請書を代表理事宛提出してきた。これには、組合の今後の運営方針を組合員外の特定の者に委任する件、役員改選の件が記載されている。

この場合に、

- 1．会議の目的たる事項は示されているが、中協法第47条第2項の招集理由書、同第41条第3項による改選の理由書がないので却下して差し支えないか？
- 2．組合の業務執行のすべてを員外者に委任することは、法第38条の2の建前よりしていかがか？

A．当該請求は、貴見のとおり招集の理由あるいは改選の理由が不十分であり、これを却下して差し支えないと考える。

なお、総会招集の請求は、組合員が他の組合員の同意を得て行うこととなっているので、同一書式により各人毎の同意を得ることは差し支えないが、各人毎に直接組合に請求することは適当でない。

また、業務執行のすべてを員外者に委託することについては、当該員外者が代表理事であれば差し支えないと考える（中協法第35条第4項及び同法42条において準用する商法第78条）。ただし、これは、あくまで業務執行の実行の段階でのものであり、組合の運営方針あるいは事

業計画の決定等は理事会あるいは総会の権限であって、このような事項を員外者に委託することは中協法違反となり、また、当然総会招集請求却下の理由となる。

192 総会の議長を複数制にすることについて

Q 1 . 総会の議長は、必ず 1 人でなければならないか、その理由は？

Q 2 . 複数でもよいとすれば、実際問題としてその運用を如何にすべきか？

A 1 . 総会の議長については、中協法に必ず 1 人でなければならないという規定はないので、実施組合は皆無と思うが、複数制をとっても法律違反にはならないと解する。

A 2 . しかし、議長は、会議体としての総会を代表し、その議事を主宰する職務を有するものであるから、これを複数にすることは議長団内部の意思統一や調整が必要となり、実際問題としてその統一が困難となる場合も考えられ、議事の円滑な進行を阻害することともなりかねないので、1 人であることが望まれる。

特殊の事情等により複数制をとらざるを得ない場合には、できるだけ数を少なくするとともに、議長間で合議制をとるようにすることが必要であり、また、議長間で職務の分担が可能な場合はそれを明確に規定するか、可否同数の場合の決定権の行使を考慮し議長の意思統一が円滑でないと予想される時はこれを奇数とすることなども考慮すべきであろう。

193 瑕疵がある場合の総会議決の効力について

Q . 次のような瑕疵がある場合の総会議決の効力、及び行政庁のとるべき措置をご教示願いたい。なお、当該議決に基づく定款変更については、認可済みである。

- 1 . 中協法第10条第3項の限度を超える出資を架空組合員名義に分割するとともに、当該架空組合員の書面議決を議決数に加えた。
- 2 . 持分払戻済の脱退者について、書面議決書を作成、議決権数に加えた。
- 3 . 中協法第53条の特別議決に適合させるため、1、2の作為により法定議決権数を確保する体裁を整えた。
- 4 . ただし架空組合員の出席数及び議決権数を除いても、法定要件は満たしている。

A . 総会の議事において、架空組合員の書面議決を議決数に加える等、法令に違反する事実があったとしても、行政庁による定款変更の認可にあたっては、その事実を知り得なかったものであり、議事録等必要書類により適当と認めて認可したものであれば一応形式的には適法に認可されたものと解する。

しかしながら、上記法令違反を発見した場合は、中協法第54条において準用する商法第247条の規定により組合員又は理事は議決の日から3月以内に議決取消の訴えを提起することができることになっているが、かかる法令違反は、刑法上の私文書偽造にも該当するおそれがあり、行政庁は、かかる法令違反については、中協法第106条の規定による業務改善命令を発動する等速やかに所要の措置を講ずる必要があると考える。

194 総会の延期・続行手続について

Q．総会に会日中に、何らかの理由により議事を終了できないときは、他の日に延期又は続行することができるということを聞いた。総会の延期と続行とはどのように違うのか。また、次のような手続きに問題はないか。

- (1) 議事の進行状況からみて、会日中に議事を終了しないことが明かな場合、議場に諮らず、議長単独の判断で総会続行の決定をすることができるか。
- (2) 総会の席上では、会場確保等の関係から後日の総会の日時や場所を決定することが難しいと思われる。日時、場所の決定を議長に一任し、決定し次第速やかに組合員に連絡することとしても問題はないか。
- (3) 延期または続行する総会の開催日時を、場所の確保等の理由から、当初の総会日から1ヵ月程度先の日に定めても構わないか。

A．総会においては延期または続行の議決をすることができ、その場合改めて総会招集の手続きは要しないとされている（組合法第54条（商法第243条準用））。

ここにいう延期とは、総会の成立後、議事に入らず、会日を後日に変更することをいい、続行とは、議事に入った後、時間の不足その他の事由により審議未了のまま総会を中断し、残りの議事を後日に継続することをいう。この延期又は続行の議決に基づき後日開かれる総会は通常、継続会といわれている。

このような制度が設けられているのは、何らかの都合により総会を延期又は続行しなければならなくなった場合、総会の招集手続を繰り返さなければならないという煩わしさが生じ、また、招集手続に必要な10日間は総会を開くことができず、予定の審議も速やかに終了することができないという不都合が生じることを避けるためである。

- (1) 総会の延期又は続行は総会の議決を要件としているから、総会の議決を経ず、議長の判断のみで延期又は続行を決定することはできない。ただし、この議決は議案そのものに関する議決ではなく、一種の議事進行に関する議決であるから、あらかじめ招集通知に議題として記載されている必要がないことは当然である。
- (2) 継続会と当初の総会とは同一性を有していなければならない。そのためには、総会の延期又は続行の議決において、原則として、後日の継続会の日時及び場所を定めることが必要で、期日を定めず、単に総会を後日に延ばすときには、総会は同一性を保ち得ず、改めて招集通知が必要になるとされている。

しかし、実際上会場の都合などで、総会の席上では具体的に決定し得ない場合も有り得る。その場合、総会が日時、場所の決定を議長に一任し、総会終了後速やかに通知せしめることを議決した時には、総会において日時、場所を定めたものとして有効な延期又は続行の議決がなされたものと解することができる。なお、この場合議長の通知は、延期又は続行の趣旨からして、当初の総会の出席組合員（書面、代理を含む）に対してすれば足りると解されている。

- (3) この制度が設けられた趣旨からして、継続会は当初の総会の会日から相当の期間内に開かれることを要する。なぜなら、相当の期間経過後であれば、総会招集の手続きをすることが十分可能であるからである。このような解釈から、相当の期間内というのは、総会招集通知に必要な10日間以内と解するのが妥当とされている。1ヵ月も先の日時に

開催することは、明らかに継続会とはいえず、改めて総会招集の手続きが必要になると考えられる。

195 総会議事録の署名者について

Q . 中央会では会員組合の総会を控え、その準備に取り組んでいるが、総会終了後の各種手続きのうち、議事録の署名者につき、登記所の見解に相違が見られるので、これについてはどのように考えたらよいのか貴見をたまわりたい。

A . 総会議事録には、議長並びに出席した理事が署名しなければならない（中協法第54条で商法第244条第2項を準用）が、署名すべき理事が誰であるかについては、役員任期の定款規定方法、総会開催日、前任者の退任時期、後任者の就任時期等により、場合を分けて考える必要がある（別表参照）。

1 . 定款規定の役員任期について、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、2年を超えて就任後第2回目の通常総会が開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する旨規定している場合には、以下のとおりとなる。

(1) 「2年」到来前に総会が開催される場合には、前任者の任期が「総会終結時」となり、旧理事が署名することとなる。

(2) 「2年」を超えて総会が開催される場合であっても、任期伸長規定により、その総会の終結時まで前任者の任期が伸長されるため、基本的には旧理事が署名することとなるが、総会選出時に後任者が就任を承諾する場合には、新理事にも署名を求めることとなる。

2 . 定款規定の役員任期を「何年又は任期中の第何回目の通常総会終結時までのいずれか短い期間」と規定している場合には、以下のとおりとなる。

(1) 「何年」到来前に総会が開催される場合には、前任者の任期が「総会終結時」となり、旧理事が署名することとなる。

(2) この規定は任期伸長規定を置いていないことから、本来「何年」を超えて総会が開催されることがあってはならないはずであるが、何らかの事情により事実としてそのような状態に立ち至ってしまった場合が考えられる。

「2年」と規定している場合に、これを超えて開催される場合には定款違反の状態となり、また「3年」と規定している場合に、これを超えて開催する場合には法律違反の状態となる（「中協法第36条第1項「役員任期は、3年以内において定款で定める期間とする。」）。

総会開催が前任者の任期満了後であるときには、前任者には残任義務が生じているが、この場合、後任者の就任承諾の時期が、「総会での役員選出時」であるときには、新旧両理事に署名義務があり、「総会終結時」又は「総会開催日の翌日以降」に就任を承諾する場合には、旧理事が署名することとなる。

3 . 定款規定の役員任期を「何年」と定めている場合においては、以下のとおりとなる。

(1) 総会開催日が、前任者の任期満了前であって、前任者から「総会開催日前」に辞任する旨の辞任届が提出されている場合には、前任者には後任者の就任時までの残任義務があり、一方、後任者が選出されると同時に就任を承諾すると、新旧両理事に議事録への署名を求めることとなる。次に、前任者から「総会開催日」、「総会終結時」をも

って辞任する旨の辞任届が提出されている場合には、総会で後任者が選出され、しかもその者がその総会に出席していたとしても、就任を承諾できるのは、総会開催日翌日以降あるいは総会終結後となるため、後任者には議事録への署名義務はなく、それぞれ旧理事が署名することとなる。さらに、辞任届が提出されていない場合には、後任者の就任は、前任者の任期満了後になるため、旧理事に署名を求めるほかはない。

- (2) 総会開催日が前任者の任期満了日と一致する期日であって、前任者から「役員選挙直前」に辞任する旨の辞任届が提出されており、しかもその後任者が同一の総会で選出され、直ちに就任の承諾をした場合には、新旧両理事が署名することとなるが、「総会終結時」に辞任する旨の辞任届が提出されている場合、又は辞任届が提出されていない場合には、後任者の就任は、総会終結後あるいは総会開催日翌日以降となり、議事録への署名の必要がないため、それぞれ旧理事が署名することとなる。
- (3) 総会開催日が前任者の任期満了後であるときには、前任者には残任義務が生じているが、この場合、後任者の就任承諾の時期が、「総会での役員選出時」であるときには、新旧両理事に署名義務があり、「総会終結後」又は「総会開催日の翌日以降」に就任を承諾する場合には、旧理事が署名することとなる。

【総代・総代会】

196 総代会の議決事項について

Q．中協法第55条（総代会）については同条第6項において総代会については総会に関する規定を準用するとあり、第7項において総代会においては前項の規定にかかわらず総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をし、又は第53条（特別議決）第2号（組合の解散又は合併）若しくは第4号（事業の全部の譲渡）の事項について議決することができないと定められているが、事業協同組合の場合、法令、定款に違反せず総代会において定款変更により地区の縮小（資格の喪失により大量脱退を生ずることとなる）を議決した場合、一部組合員に対する基本的権利を侵害するものと思われるが貴見を承りたい。

A．総代会は総会に代るべきものであり、総代会については総会に関する規定が準用されているので、原則として総会の権限に属するあらゆる事項について議決し得るわけである。ただし、解散、合併若しくは事業の全部の譲渡の議決又は総代の選挙（補欠選挙は除く。）だけを行うことはできないこととなっている。

したがって、地区の縮小に関する議決は、総代会の権限として行うことができる。

この場合、地区の縮小により一部組合員に対する基本的権利を侵害するのではないかという疑義については、法が特に地区の縮小について特別の процедуруを必要とする旨を規定していないことから定款の変更のみをもって足りると解する。

197 総代制をとる組合が役員選挙を総会で行うことについて

Q．総代制をとる組合において、役員選挙だけは総会で行う旨定款に規定してよいか。

A．総代会は、総会に代わるものとして、特別の議決事項を除き（解散、合併等の議決）その権限に属する事項については組合の最高決定機関と解すべきである。しかし総代会は定款によって設置されたものであるから、その定款の定めにより、総代会の権限に属すべき事項のうち、特に一定の事項を限って総会の権限に属させることは可能である。したがって、役員選挙を総会において行うことを定款に規定することは差し支えない。

198 総代会設置の定款規定方法について

Q．信用協同組合が総代制をとるに際し、県内の数組合は、定款に「本組合は総会に代わる総代会を設けることができる」という規定に基づいて、その後、設置に際しては総代会の議決を経て設けている。このことについては、従来、県内各法務局において適当に総代会が設けられたものとして、その後の総代会において諸議案を議決し、登記を要するものについても、適法に議決成立したものとして、各法務局において受理され今日に至っている。については中協法の関係条文に照らし、従来「本組合に総代会を設けることができる」と規定されている各組合の定款を「本組合に総代会を置く」に改める必要があるか否かについて貴見を承わりたく照会する。なお定款改正を要する場合は、その理由及び法的根拠、

また「本組合に総代会を設けることができる」旨の規定の合法性に疑義がある場合も併せてその理由及び根拠についてお知らせ頂きたい。

A．中協法第55条において「組合員の総数が200人を超える場合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる」と規定していることから、総代会は必要設置機関ではなく、定款上の任意機関である。したがって組合は総代会の設置を義務づけられているのではなく、設置しても設置しなくてもよいわけであるが、設置する場合はその旨を明確に規定しなげれば、その組合が総代会を設置しているのかどうか、判然としないのであって、「設けることができる」というようなあいまいな規定でなく、明確に規定されたい。

199 総代定数の定款記載方法について

Q 1．総代の選挙は定款に委任されているが、定款に規定しなければならない事項はなにか。なお、定款の規定を別記のとおりとした場合違法となるか。

2．総代を地区毎に選挙する場合、その地区の数は次のどれによるべきか。

1 地区 2 地区

(別記) 定款規定

「総代は別に定める総代選挙規程の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。」

A 1．定款が組合の基本的な規則であることにかんがみ、総代選挙に関する選挙方法、定数、任期等の基本的な事項は法律において定款に規定することとされているので、必ず記載しなければならないが、具体的な事項に関しては規約において定めて差し支えない。設例の記載例であっても必ずしも違法とはならないが、上記の点からできるだけ具体的に記載することが望ましい。

2．総代選挙の地区に関しては、法律上の定めはなく、1地区とするか、2地区以上とするかはいずれでもよく、地区を選定するに当たっては、全組合員の意思が公平に総代会に反映されるものであればよいので、そのように指導されたい。

200 総代の定数の決め方について

Q．協同組合連合会の総代定数の決め方として、次の方法は適法か。

1．各都道府県を1選挙区とし、選挙区ごとに選挙すべき総代の数は、選挙者数5会員までにつき1人の割合とする。

2．上記方法を改正し、1選挙区10会員までにつき1名の総代、あと同数を連合会に対する出資額、預金又は貸出の割合に応じて配分する。

A．総代会は、総会に代るべき機関であるから、会員中の特定の層に偏った構成になることは好ましくなく、その実情に応じて会員の利害関係を十分に考慮した上で、総会の構成にできるだけ近い構成をとることが望ましい。

この意味で、総代の数を各都道府県を1選挙区とし、選挙者数5会員までに1人の割合で定めることは何ら公平を失するものとは考えられない。

しかしながら、会員の出資額、預金額あるいは貸出額の金額的要素を加味することは、会員が総会において、それぞれ1個の議決権又は選挙権を行使できると同時に総代の被選挙権資格を有することに反し、また、総代会の構成を出資額、預金額あるいは貸出額の多い会員に偏ったものとし、出資額等の少ない会員の意思を十分に反映しない結果となるので、総代会の性格上適切なものでないと考えられる。

201 組合員数が201人を割った場合の総代会の存続について

Q．設立当初から組合員数が200人を超えていたため、総代会制を採用してきたが、経済情勢の変化等諸要因により、組合員企業の転・廃業が相次ぎ、現在組合員数は200人となり、総代会の存続要件（200人超）を欠いている。

今後もさらに、組合員の脱退があることが予想されることから、新規加入者の勧奨努力は行っているものの、当分の間は存続要件を満たすことは難しい状況になっている。

このように、組合員数が200人以下に減少した場合、定款は総代会のままとなっているが、総会と総代会のどちらを開催すればよいか。

A．総代会に関しては、中協法第55条（中団法第47条）に規定されているが、企業組合、協業組合を除く組合は、組合員数が200人を超える場合には、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができることになっている。

貴組合では、既に組合員数が200人となっており、総代会の存続要件（200人超）を欠いているので、総代会は設置し得ない状態にある。これは、たとえ定款により総代会を設けていても、組合員が減少し、法定数に達しなくなったときは、総代会は当然に機関としての機能を失うこととなるからである。

したがって、現行の定款が総代会規定のままになっていても、現在の状態が続く限り、議案審議は総会で行うこととなる。

そのため、現在、組合の実態と定款とが一致していないわけであるから、総代会制廃止に係わる定款変更を行うか、あるいは、速やかに組合員を増加して存続要件を満たすことが必要となる。

202 連合会の総代の資格について

Q．本会の総代の選挙規定では、

「第2条 総代は会員たる組合の業務を遂行する役員のうちから、選挙区毎に選挙する」となっている。

本件について、業務を執行する役員と具体的に指している事は、その業務執行に当たる個有の者が総代であるのではなく、単に組合（法人）の代表者を意味しているに過ぎず、総代はあくまで組合であると解しているが、間違いはないかお伺いする。

A．中協法第55条第2項の規定により総代は組合員のうちから選挙されなければならない事になっている。この事から連合会の場合は会員たる組合それぞれが総代となるのであって、会員たる組合の役員が総代となるのではない。したがって総代である組合の役員が辞任又は死亡

等により欠員となっても総代の補欠選挙を行う必要はない。

203 創立時の総代選出方法について

Q．総代制をとり、総代会において役員を選挙する組合にあっては、創立当時の役員も総代会で選任しなければならないか。

A．総代制をとる組合にあっては、創立当時の役員は創立総会において選挙しなければならない(中協法第35条第3項)。なぜなら創立当時においては、組合設立手続上不可能だからである。

204 総代任期の規約による延長の是非

Q．某信用組合において、総代の任期を定款で2年と定めているにもかかわらず、規約において任期後もなお1カ月は残任し得る旨定めているが有効か。

A．総代の任期は、理事の如く残任義務の法定規定がないので、定款所定の任期をもって総代はその資格を失う。したがって、規約をもって残任を規定することは、定款違反であり無効である。

205 総代の辞任届の効力について(1)

Q．総代会の議決により、大多数の総代が辞任届を出した場合、総代会は開けないか。また、それは受理されたと解してよいか。

A．総代の辞任届を理事長が正式に受理した場合は、その総代は辞任したこととなり、その後にかかれた総代会は、適法に開催されていないので議決取消の訴えの事由となるものと考えられるが、総代の辞任届を理事長が単に預かったものであるときは、総代は辞任したことにならず、その後にかかれた総代会の議決はもちろん有効である。

なお、総代会で総代の辞任を議決したことは、単なる申し合わせに過ぎないので、辞任届が受理されたかどうかの判断の問題とは何等関係はない。

206 総代の辞任届の効力について(2)

Q．総代から辞任届が提出された場合、組合が受理すればその日をもってその組合員は総代たる権利義務を失うと解してよろしいか。

また、辞任届の受理は、総代会に諮ることなく理事会で決定してもよろしいか、あるいは代表理事の権限で受理してよろしいか。

A．総代が辞任届を提出し、組合がそれを受理したのであれば、その総代は辞任したことになり、総代たる権利義務は失うものと解する。総代は、いつでも辞任できるものであるから、辞任届が正式に受理されたものであれば当該総代は辞任したことになる。この場合の受理者は、

代表理事で差し支えないと解する。

207 総代の代理人を制限することについて

Q．中協法第55条第6項に、総代会については総会に関する規定を準用するとあり、この場合において第11条第2項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」となっているが、これを定款を以って次の通りに致したいが、どうか。
「総代の代理人は総代でなければならない」

A．総代会における代理人については、中協法第55条第6項において規定されているところであるが、これは議事の責任ある運営を確保するため、代理人及び代理し得る人数について総会における場合よりも制限を加えているものであり、また代理権行使の手続方法を定款に委任している趣旨から、代理人の範囲、代理人が代理し得る組合員の数等を制限することは許されるものと解する。

したがって、貴見のように、定款をもって総代の代理人を総代たる組合員に制限することは差し支えないものと解する。

【委任状・代理人】

208 総会における白紙委任状の取扱いについて

Q．総会における白紙委任状について、次の点をご教示願いたい。
(1) 白紙委任状は、総会に出席しない組合員が理事長又は総会の議長に議決権の行使を一任したものと、数に制限なく、これを理事長又は議長の議決権行使の数に加えることができるか。
(2) 理事長又は議長の代理権行使の数が制限されるとすれば、理事長又は議長は、他の理事又は他の組合員に委任状行使を依頼することができるか。
(3) 白紙委任状は、そのままは無効であり、必ず代理人の氏名が記入されていることが必要であるならば、いつまでに代理人を決め、有効なものにしておくべきか。
(4) 代理人の代理できる数以上に委任状がある場合は、どう処理すればよいか。

A．白紙委任状と呼ばれるものは、組合が組合員に対して総会招集の通知とともに議決権代理行使の委任状用紙を送付し、その代理権の授与を勧誘するものであり、通常は、総会に出席しない組合員が議決権を行使すべき代理人を特定しないで白紙にして組合に送るものである。このように、白紙委任状は、委任状作成者（委任者）が受任者となる人を特定せずに、記載の一定事務の処理及びこれに要する代理権授与の申込みをし、これの取得者が白紙の部分に受任者として自己の名を記入することによって両者間に契約が成立し、受任者としての権利義務と代理権を取得するものである。

(1) 白紙委任状は、総会の開催、議案の提出、議決権の確認その他総会に関して全般の責任をもつ理事長に代理人の選任を一任したものであって、理事長又は議長に議決権の行使を一任したものではないと解されるので、これを理事長がすべて行使することは許さ

れない。理事長が組合員の代理権を行使できるのは、組合員である場合に限られるが、一般の組合員と同様に4人までに制限される。

なお、議長については、そもそも総会の議決に加わる権利を有しないから、権利のない者に議決権の行使を委任することはありえないことであるし、また、議長は総会において選任されるが、議決権数（総会の定足数）の確認の必要上、その選任前に代理人が指定されていなければならないので、議長が代理人の選定をすることはあり得ないものと解される。

- (2) このように、白紙委任状は、中協法第11条第2項後段及びこれに基づいて定款で規定した代理人となりうる者の範囲内において、理事長に代理権を行使すべき者の選定を一任したものと解されるから、理事長が組合員の中から受任者を選定し、その組合員に代理権の行使を委任することは問題ない。

ただし、他の理事に委任しようとする場合は、その理事が組合員であることを要する。

- (3) 白紙委任状は、白紙の箇所が補完されて初めて委任状としての効力を発するものであるら、総会において行使される際には、代理権を行使する者の氏名が記入されていなければならない。この代理人の決定は、議決権行使の時（厳密に言えば、議決権数（総会の定足数）の確認時）までになされれば有効であると考えられる。
- (4) 代理人の代理できる数を超える部分の委任状は無効となり、したがって、出席者数にも算入されないものと解される。

209 委任状による代理制限について

Q1. 中小企業等協同組合における総会の場合の委任状は、出席者1人につき2人までの委任を受けることができるとし、それ以上の委任を受けることができないという規定ができるか？

2. 総会に出席しない組合員が被委任者の氏名を記入せず、組合又は、理事長宛の提出の委任状は数に制限なく理事長、又は総会の議長に一任されたものとして、議決権行使の数に加えることができるか？

3. 委任状もQ1同様2人までしか代理できないとすれば他の委任状を如何に処理すべきか？

4. 3の場合、理事長又は議長は、他の理事又は他の組合員に委任権行使を依頼することができるか？

5. 以上の外委任状に対する効力上如何なる制限があるか？

A1. については、中協法第11条第4項で定められているように代理人が代理し得る組合員の数は4人までとなっているが、同条第2項では、「定款の定めるところにより」代理人に議決権又は選挙権を行使させるべき旨が定められているので、右に述べた4人までの制限をさらに定款で縮小することができるものと解される。したがって、貴組合の定款で代理人が代理し得る組合員の数を2人までとする旨を規定すれば、これに従わなければならない。

2. については、代理人の氏名が記載されていない、いわゆる白紙委任状は理事長に代理人の選定を依頼したものであって理事長又は議長に議決権の行使を一任したのではないと解されるから、設問のごとく理事長又は議長がこれを適当に議決権の数に算入することは許され

ないし、またこれが総会において行使される際には、代理人の氏名が記入されていなければ代理権を証する書面としての効力がないことになる。

3. については、1に述べた数を超える部分の委任状は無効となる。

4. については、2に述べた白紙委任状の場合、これを中協法第11条第2項後段及びこれに基づいて定款で規定した代理人となり得る者の範囲内において理事長に代理権を行使すべき者の選定を一任したものと解してよい。したがって、他の組合員に委任する場合は問題ないが、他の理事に委任しようとする場合は、その理事が組合員でなければならないことになる。なお、議長は総会において選任される者であるから、その選任前に代理人が指定されていなければならないので、議長が代理人の選定をすることはあり得ないものと解する。

5. については、特にない。

210 議長の委任状行使について

Q. 事業協同組合の総会の議長は、委任状をうけられるか。

A. 中協法第52条第3項の規定により議長は議決権を有しない。したがって委任状による議決権の行使はできない。

【その他】

211 出資1口の金額の減少について(1)

Q. 組合員の加入を容易にするため、従来出資1口の金額5万円を1万円に変更し、既加入組合員の出資1口を5口に変更する場合は、組合財産に実質的減少をきたさず、したがって債権者の利益を害するおそれもないと思われるが、この場合も中協法第56条の手続を必要とするか？

A. 出資1口の金額の減少には、一般的に、次の2つの場合がある。すなわち、事業の縮小等により予定出資額を必要としなくなった場合の減少及び欠損を生じた場合における出資額と純財産額とを一致させるための減少である。したがって、お尋ねの件のような場合は、実質的な出資1口の金額の減少ではないが、形式的には出資1口の金額の減少と解すべきであるから、中協法第56条及び第57条に規定する手続をとらなければならないものと解する。

212 出資1口の金額の減少について(2)

Q. ある事業協同組合において、その組合員の引き受けた出資の払込みが既に全額完済しているのが、更に出資の増額を図って組合事業の拡充強化を行うとし、現行の定款の規定では出資1口の金額が10,000円であり、その払込みも1口につき2回払いの5,000円であるが、これでは今後の増資を引き受けかねる組合員が大部分であるので、払込方法を緩和しようとして次のとおり定款を変更しようとしている。

なお、(2)の場合は1口の金額が2分の1になるが、その口数は2倍になるので現在の